

障害児通所支援について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室

現状・課題

- 障害児支援については、平成24年施行の児童福祉法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた障害児の給付体系が通所・入所の利用形態別に一元化されるとともに、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援が創設された。その後、平成30年施行の児童福祉法改正において、保育所等訪問支援の対象が乳児院及び児童養護施設に拡大されるとともに、居宅訪問型児童発達支援が創設された。

<児童発達支援センター>

- 「児童発達支援センター」は、児童福祉法上、単に「日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練（及び治療）」を提供する施設と位置付けられており、一般の児童発達支援事業所との役割・機能の違いが分けられていない。「児童発達支援センター」として果たすべき機能が明確になっておらず、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担も明確でない。

- また、平成24年に、①障害の重複化に対応し、②身近な地域で支援を受けられるようにすることを目指し、障害種別による区分をなくし、障害児通所支援の一元化が行われたが、一部に併設の医療機関（診療所）の医療を併せて実施している実態があること等を考慮し、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分け、障害種別による類型が残された。

<児童発達支援・放課後等デイサービス>

- 児童発達支援・放課後等デイサービスについては、平成24年の制度再編以降、サービス量が大きく拡大している。この背景には、①事業所の整備が進んだことにより、従来対応できてこなかったニーズに対応できるようになってきた側面に加え、②発達障害の認知の広がりにより、従来、障害と認識されずに育てづらさ・生きづらさを抱えていた対象者が発達支援につながるようになってきた側面や、③女性の就業率の上昇に伴う預かりニーズの増加の側面があると考えられる。

- 一方で、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて行っている支援には、①1対1、またはごく少人数の児に対して、一定時間、専門職等がリハビリテーション等の個別支援を行うもの、②一定数の児に対して、複数の職員配置を行いながら、設定遊び等の集団行動を通じた支援を行うもの、③実態上、安全な預かりの役割を担っているもの等が混在しており、それらが、一律の報酬単価となっている。そのため、手間や専門性をかけない支援が利益を産む状況となっており、障害児に適切な発達支援を提供する環境整備の妨げとなっているとの指摘がある。

- 女性の就業率の上昇とともに保護者の就労に伴う長時間の利用ニーズは高まっていると考えられるが、これを踏まえた児童発達支援や放課後等デイサービスにおける対応については、自治体に委ねられ、居住市町村により対応が異なっている。
- 近年の発達障害の認知の広がりにより、従来は、障害と認識されずに一般施策（保育所・放課後児童クラブ・放課後子ども教室等）で受け止められてきた発達障害児について、その間に、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）の事業所数の大幅な拡大があったことも相まって、選択肢として一般施策への通所が検討されづらくなっているという指摘もある。
また、一般施策への通所を希望しても、現在抱えている行動上の課題等から、専門的な発達支援を受けながらでなければ、移行・定着が難しいケースもある。
- また、障害児の状態像は、市町村による「5領域11項目」の調査において、日常生活動作の介助の必要度（全介助・一部介助）と行動上の課題のみを基に判断され、提供すべき発達支援の種類・必要量等は調査・勘案されず、給付決定の「日数」のみが決定されている。
このため、保護者が選択した事業所（複数事業所を併用する場合も多く、その場合はそれぞれの事業所）のスタイルによって、提供する発達支援の種類・量が決定づけられているとの指摘もある。
- また、放課後等デイサービスについては、現行制度では「学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること」とされている。
平成30年地方分権改革推進提案において、放課後等デイサービスの利用対象について、現行の「学校」に加え、専修学校に通う児童を対象とするよう提案が出されている。これについては、令和2年11月の第102回障害者部会において、放課後等デイサービスが果たすべき役割等、制度のあり方を検討する中で、本論点についても検討すべきとしたところ。

検討事項（論点）

○ 障害児通所支援の在り方についてどう考えるか。特に、昨今の状況変化（女性の就労率の上昇等）や、インクルージョンの観点も踏まえ、放課後等デイサービス・児童発達支援等がそれぞれ担うべき役割・機能をどう考えるか。

<論点>

- ・ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの役割・機能の在り方
- ・ 障害児通所の支給決定の在り方（現行の調査内容・支給決定の課題を踏まえた検討）

※ 「障害児通所支援の在り方に関する検討会」をこれまで3回開催し、児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービスの論点について検討された。第4回（8月開催予定）以降、インクルージョンの推進（保育所等訪問支援を含む）、支給決定の在り方、事業所指定の在り方等について検討する予定。

障害児通所支援の在り方に関する検討会

1. 趣旨

- 平成24年4月施行の児童福祉法改正等により、障害児支援の体系の再編・一元化が行われた。これにより、身近な地域で障害児支援が受けられるようになったものの、昨今の状況の変化（発達障害の認知の広がりや女性の就労率の上昇等）などから、この10年間で障害児通所支援の利用者数が増加している。こうした中、適切な運営や支援の質の確保が喫緊の課題となっている。一方で、障害のある児童のインクルージョン（社会的包摂）が十分に進展してきたとは必ずしも言えない状況にある。
- これらの現状も踏まえ、改めて、障害児通所支援が担うべき役割や機能、対象者など、今後の障害児通所支援の在り方について検討するため、「障害児通所支援の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 検討事項

- 障害児通所支援の在り方について

3. スケジュール（予定）

第1回検討会（令和3年6月14日）

- 主な検討課題
- 今後の検討の進め方等
- 障害児通所支援の現状等
- 児童発達支援センターの現状と課題

第2回検討会（令和3年7月5日）

- 団体ヒアリング①
- 児童発達支援センターの現状と課題②
- 児童発達支援事業の現状と課題

第3回検討会（令和3年7月15日）

- 団体ヒアリング②
- 放課後等デイサービスの現状と課題

※ 月2回程度開催。9月を目途にとりまとめ（予定）

4. 構成員

秋山	千枝子	あきやま子どもクリニック 院長・小児科医
○有村	大士	日本社会事業大学 准教授
市川	宏伸	(一社)日本発達障害ネットワーク 会長
小川	陽	(特非)日本相談支援専門員協会 理事・政策委員長
小川	正洋	柏市保健福祉部 次長・障害福祉課 課長
◎柏女	霊峰	淑徳大学 教授
加藤	正仁	(一社)全国児童発達支援協議会 会長
菊池	紀彦	三重大学 教授
北川	聡子	(公財)日本知的障害者福祉協会 副会長
末光	茂	全国重症心身障害日中活動支援協議会 会長
高橋	朋生	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長
田中	聡一郎	駒澤大学准 教授
又村	あおい	(一社)全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長
山川	雅洋	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長

◎座長、○座長代理

（五十音順・敬称略）

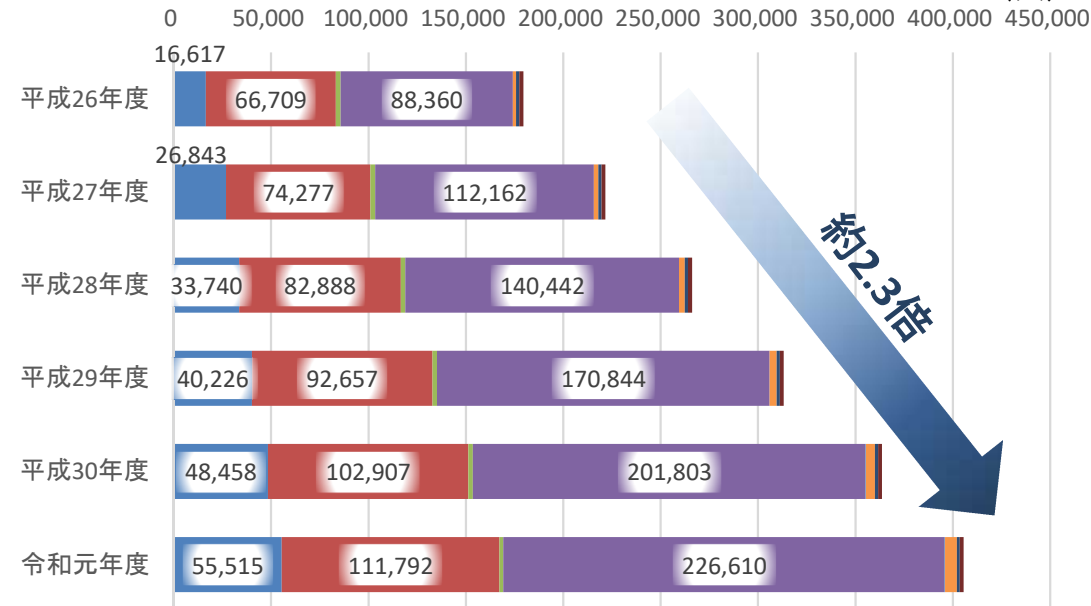
障害児サービスに係る利用児童数等の推移(サービス種類別)

障害児通所支援の在り方に関する検討会	
第1回(R3.6.14)	資料3

- 障害児サービスの利用児童数は、毎年、増加しており、それに伴い、費用も増加している。
- 利用児童数については、特に障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスの占める割合が大きく、また増加幅も顕著である。費用についても、特に児童発達支援、放課後等デイサービスの占める割合が大きくなっている。

【利用者児童数】

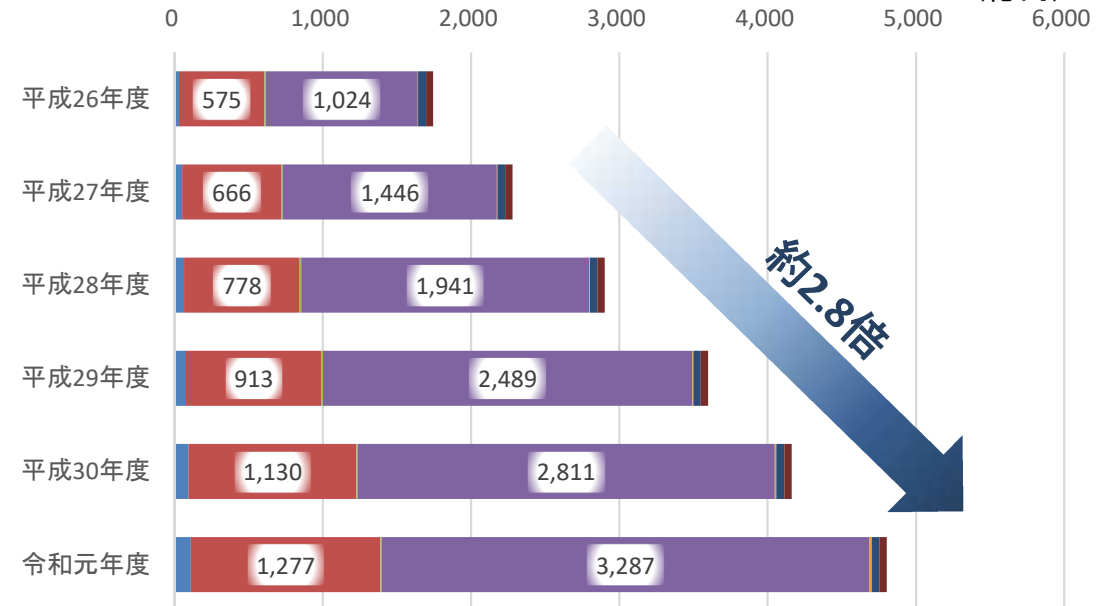
(人)



■ 障害児相談支援 ■ 児童発達支援 ■ 医療型児童発達支援
 ■ 放課後等デイサービス ■ 居宅訪問型児童発達支援 ■ 保育所等訪問支援
 ■ 障害入所支援 ■ 医療型障害児入所支援

【費用】

(億円)



■ 障害児相談支援 ■ 児童発達支援 ■ 医療型児童発達支援
 ■ 放課後等デイサービス ■ 居宅訪問型児童発達支援 ■ 保育所等訪問支援
 ■ 障害入所支援 ■ 医療型障害児入所支援

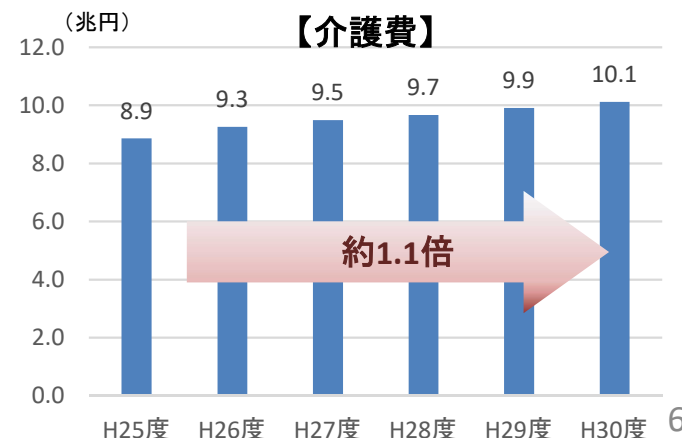
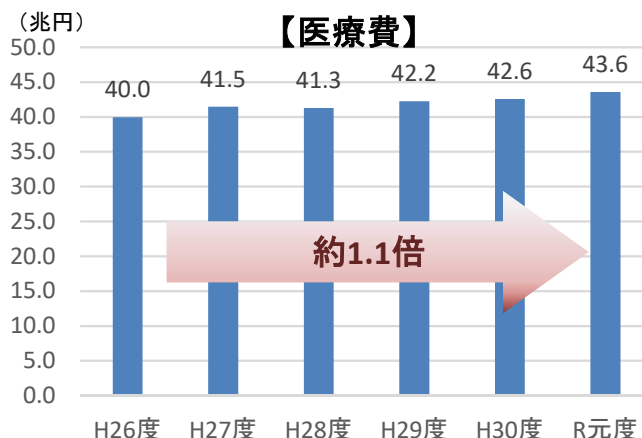
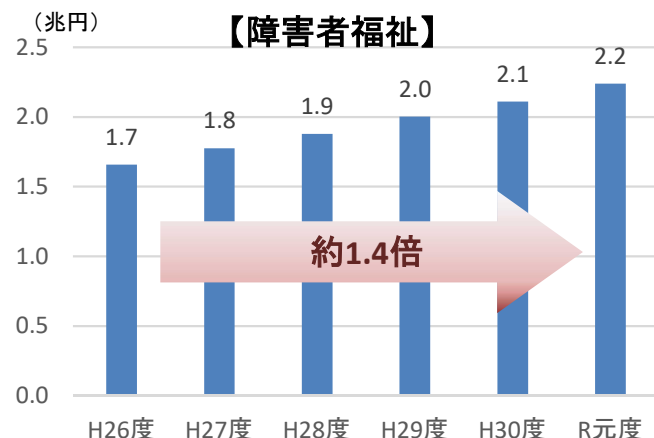
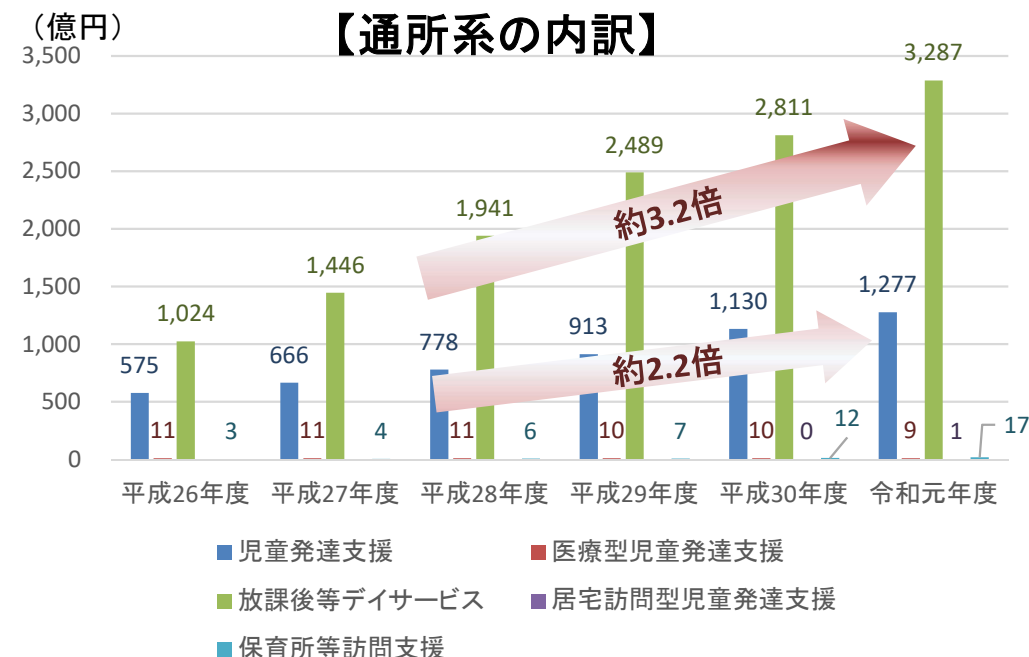
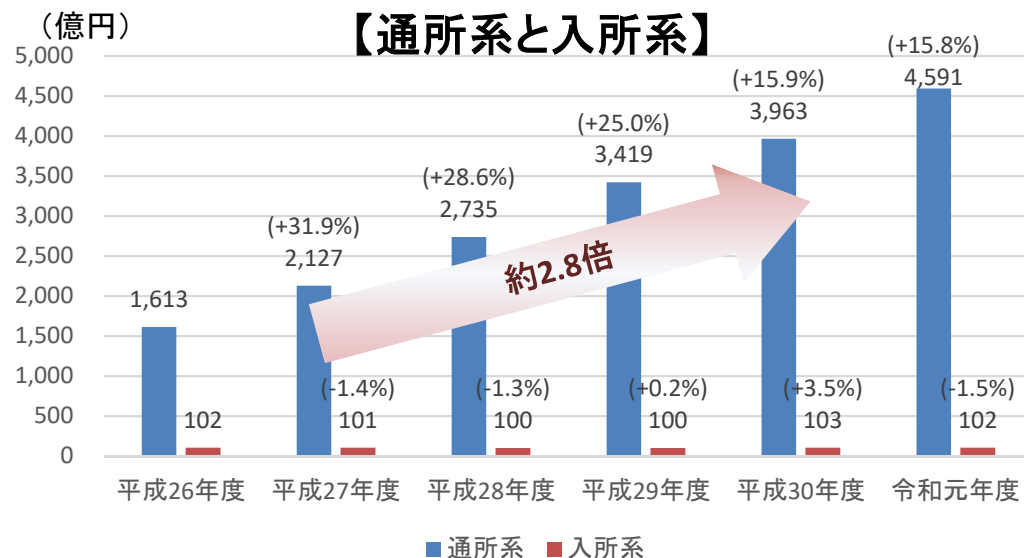
障害児サービスに係る費用の推移(他制度との比較)

障害児通所支援の在り方に関する検討会

第1回(R3.6.14)

資料3

- 障害児通所サービスの費用は、毎年、10%を上回る増加率で推移しており、他制度よりも大きな増加率となっている。
- 特に放課後等デイサービスと児童発達支援の総費用に占める割合は大きく、顕著に増加している。



※ 医療費は、「概算医療費」(厚生労働省保険局)より。介護費は、「介護保険事業状況報告」(厚生労働省老健局)より。

障害児サービス費の伸びの分析について

障害児通所支援の在り方に関する検討会

第1回(R3.6.14)

資料3

- 障害児サービス費について、利用者数と利用者一人当たり費用をそれぞれ見ると、ここ最近では、特に利用者数の増加が大きく寄与していることが考えられる。

【障害児サービス費の伸びの分析】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総費用（億円）	1,715	2,228	2,835	3,519	4,066	4,692
（伸び率）		29.9%	27.2%	24.1%	15.5%	15.4%
利用者数（万人）	16.4	19.7	23.4	27.4	31.6	34.9
（伸び率）		19.5%	19.0%	17.2%	15.1%	10.7%
一人当たり費用（万円／月）	8.7	9.4	10.1	10.7	10.7	11.2
（伸び率）		8.7%	6.9%	5.9%	0.4%	4.2%
（参考）報酬改定		0.0%	-	1.1%	0.47%	1.00%

※ 利用者数は、各年度の10月における利用者数である。

※ 報酬改定は、障害福祉サービス費も含んだ全体の改定率であり、参考値である。令和元年度は10月に+2.00%の改定を行ったため、令和元年度としては、半分の+1.00%としている。

【（参考）一人当たり利用日数の推移】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一人当たり利用日数（日／月）						
児童発達支援	7.86	7.83	7.60	7.89	8.41	8.14
放課後等デイサービス	10.38	11.08	11.18	11.69	12.26	11.94

※ 一人当たり利用日数は、各年度の10月サービス分における数値である。

通級による指導を受けている児童生徒数と障害児サービス費(通所)の推移

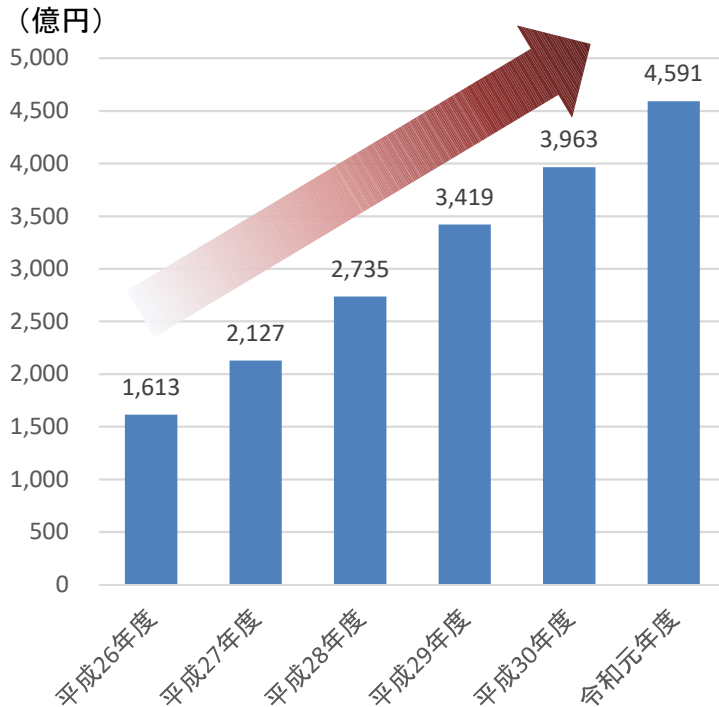
障害児通所支援の在り方に関する検討会

第1回(R3.6.14)

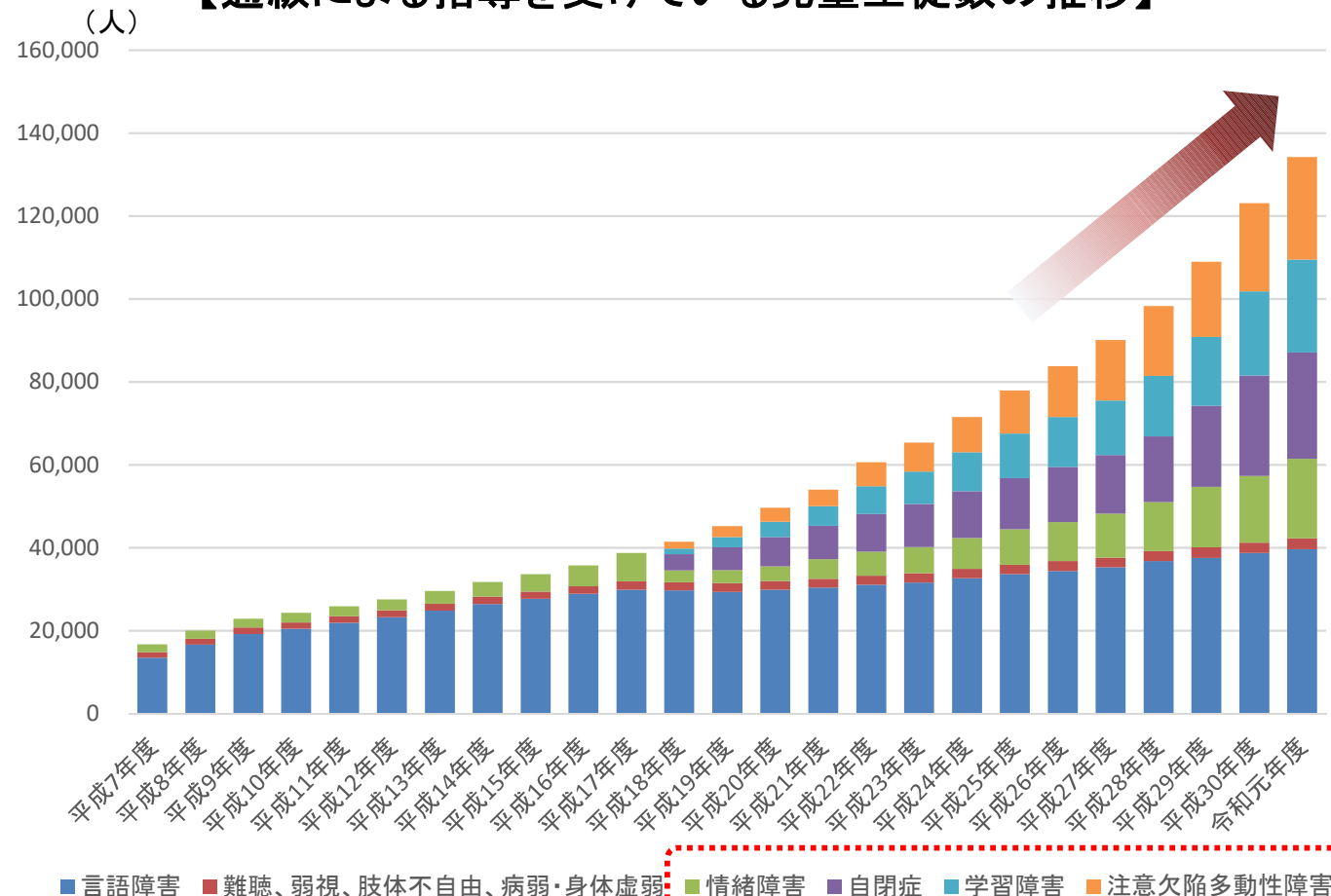
資料3

- 障害児サービス費(通所系)については、平成26年度以降、増加を続けている。
- 他方、通級による指導を受けている児童生徒数は、毎年増え続けてきており、近年特に、情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害の児童の増加が目立っている。

【障害児サービス費(通所系)の推移】



【通級による指導を受けている児童生徒数の推移】



(出典) 通級による指導実施状況調査(文部科学省)

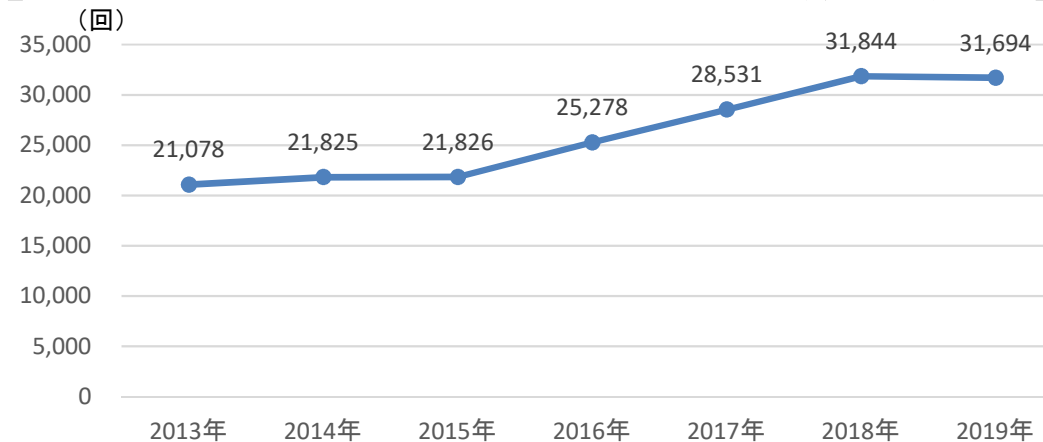
※1 平成30年度から、国立・私立も計上。

※2 高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校分については平成30年度から計上。

※3 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程及び通信制高校も含む。

- 診療行為別の算定回数の推移を見ると、臨床心理・神経心理検査の算定回数は増加傾向にあり、子どもの心理・発達に関する特性把握の需要が年々増加していると言える。

【臨床心理・神経心理検査の推移(0～14歳に限る。)]



【診療行為別の算定回数の推移(0～14歳に限る。)]

(単位: 回)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
臨床心理・神経心理検査小計	21,078	21,825	21,826	25,278	28,531	31,844	31,694
発達及び知能検査 操作が容易	6,205	5,931	5,680	6,125	6,418	6,628	6,079
発達及び知能検査 操作が複雑	6,555	7,049	6,635	7,440	7,793	8,530	7,971
発達及び知能検査 操作と処理が極めて複雑	2,971	3,773	4,107	5,198	6,181	6,791	7,315
人格検査 操作が容易	286	301	303	289	274	276	273
人格検査 操作が複雑	2,437	2,422	2,535	2,789	3,104	3,574	3,459
人格検査 操作と処理が極めて複雑	163	161	150	160	156	148	149
認知機能検査その他の心理検査 操作が容易	1,360	1,010	1,193	1,285	1,594	1,995	2,390
認知機能検査その他の心理検査 操作が複雑	311	312	438	348	305	287	281
認知機能検査その他の心理検査 操作と処理が極めて複雑	790	866	785	1,644	2,706	3,615	3,777

(出典)厚生労働省政策統括官「社会医療診療行為別統計」

※ 数値は、各年6月審査分である。

(参考)通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(文部科学省)について

障害児通所支援の在り方に関する検討会

第1回(R3.6.14)

資料3

○調査対象

全国(岩手、宮城、福島を除く)の公立小・中学校から小・中学校それぞれ600校を学校規模等に応じて無作為に抽出し、抽出した学校の各学年から原則男女5名の児童生徒を調査。(調査対象53,882人)

○回収率

52,272人(97.0%)

○調査時期

平成24年2月から3月にかけて実施。

○質問項目

I. 児童生徒の困難の状況

①学習面(「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」)

②行動面(「不注意」「多動性－衝動性」)

③行動面(「対人関係やこだわり等」)

II. 児童生徒の受けている支援の状況

(参考)「I. 児童生徒の困難の状況」の基準

①学習面(「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」)

「聞く」「話す」等の6つの領域(各5つの設問)の内、少なくとも一つの領域で該当項目が12ポイント以上をカウント。

各質問項目は、該当度合により0～3ポイント。

②行動面(「不注意」「多動性－衝動性」)

「不注意」の設問群又は「多動性－衝動性」の設問群のどちらか一つの群で該当する項目が6ポイント以上をカウント。

各質問項目は、該当度合により0～1ポイント。

③行動面(「対人関係やこだわり等」)

該当する項目が22ポイント以上をカウント。

各質問項目は、該当度合により0～2ポイント。

(参考)通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(文部科学省)について(調査結果)

障害児通所支援の在り方に関する検討会	
第1回(R3.6.14)	資料3

(表)質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値(95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%(6.2%～6.8%)
学習面で著しい困難を示す	4.5%(4.2%～4.7%)
行動面で著しい困難を示す	3.6%(3.4%～3.9%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%(1.5%～1.7%)

学年別の結果

	推定値(95%信頼区間)
小学校	7.7%(7.3%～8.1%)
第1学年	9.8%(8.7%～10.9%)
第2学年	8.2%(7.3%～9.2%)
第3学年	7.5%(6.6%～8.4%)
第4学年	7.8%(6.9%～8.8%)
第5学年	6.7%(5.9%～7.7%)
第6学年	6.3%(5.6%～7.2%)

	推定値(95%信頼区間)
中学校	4.0%(3.7%～4.5%)
第1学年	4.8%(4.1%～5.7%)
第2学年	4.1%(3.5%～4.8%)
第3学年	3.2%(2.7%～3.8%)

年齢別に見た障害児サービスの利用率の推移

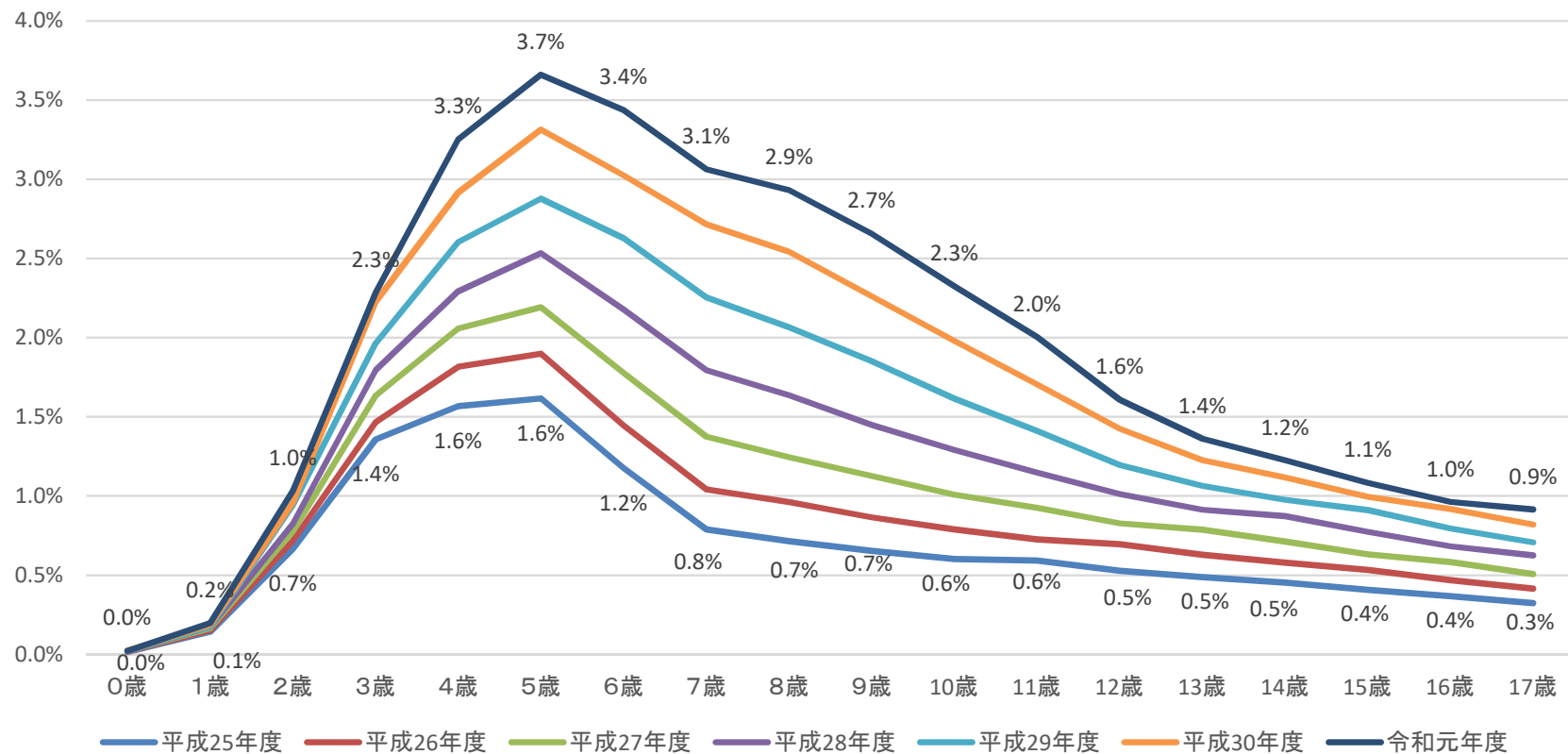
障害児通所支援の在り方に関する検討会

第1回(R3.6.14)

資料3

○ 年齢別に障害児サービスの利用率(人口に対する利用者数の比率)を見ると、どの年齢においても毎年増えている。

【年齢別に見た利用率の推移(年齢別)】



※ 利用率は障害児サービスの利用者数を人口で除したもの。利用者数は各年度の10月分に関するデータであり、人口は、「人口推計」(総務省統計局)より。

女性の就業率と保育所・放課後児童クラブの利用児童数

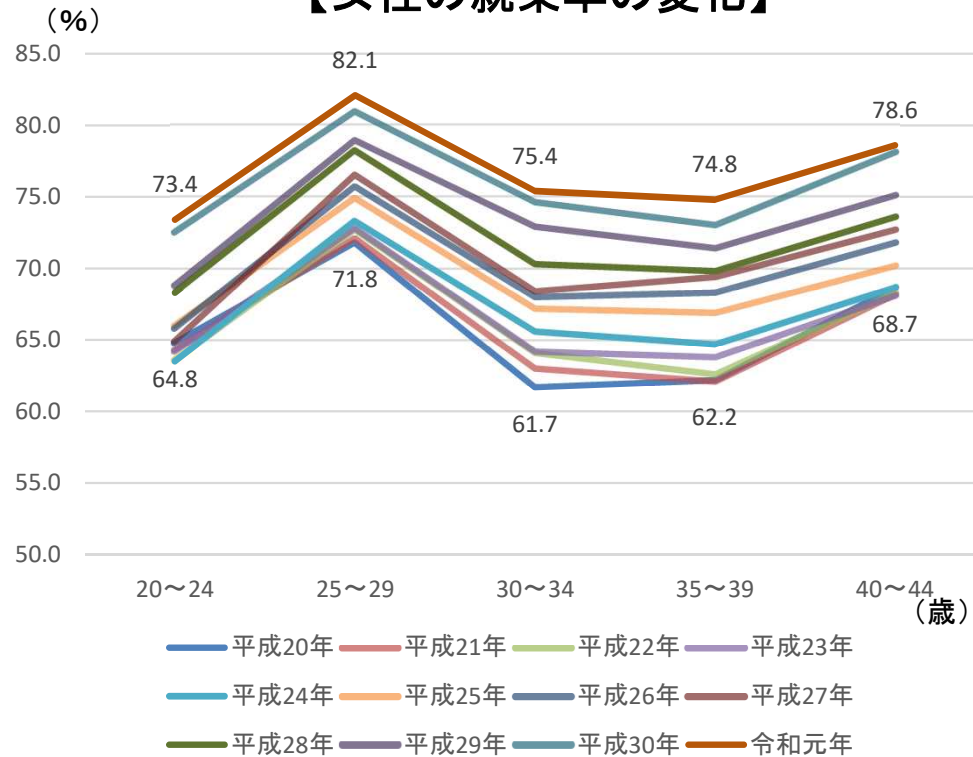
障害児通所支援の在り方に関する検討会

第1回(R3.6.14)

資料3

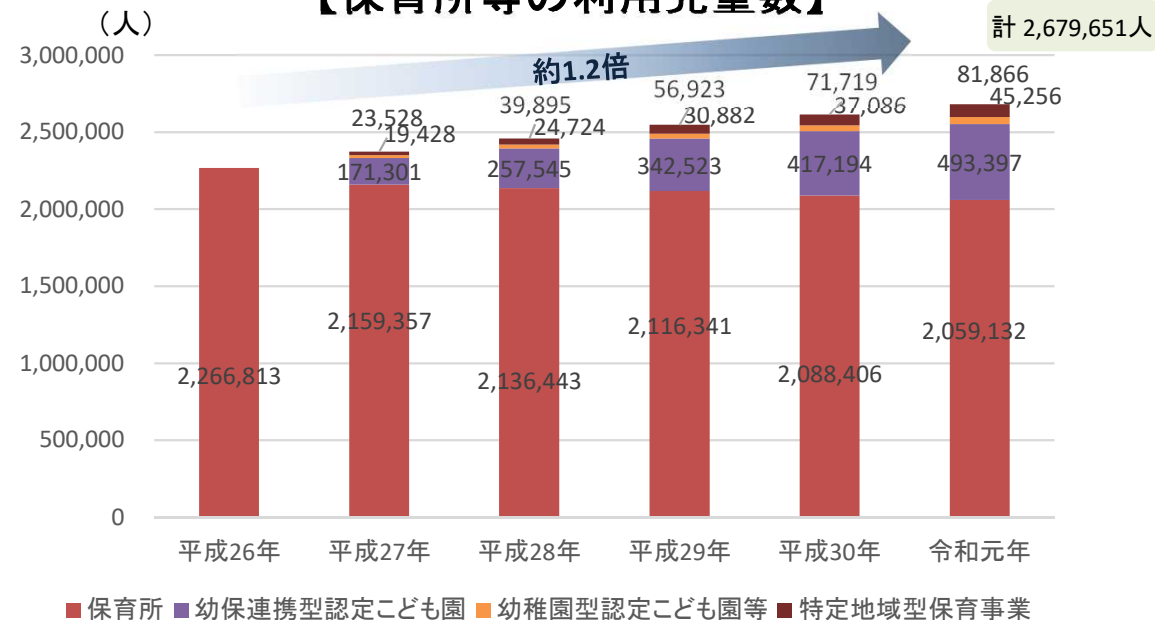
- 20～44歳の女性の就業率は、平成20年から令和元年にかけて、約10%程度上昇している。
- また、保育所等や放課後児童クラブにおける利用児童数も増加しており、児童に係るサービスのニーズが増加する中で、障害児サービスのニーズも増加すると考えられる。

【女性の就業率の変化】

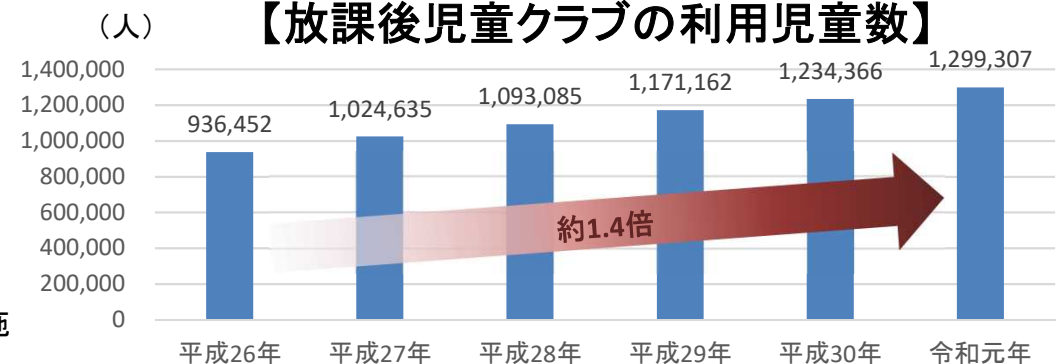


(出典)総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省子ども家庭局「保育所等関連状況取りまとめ」「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」より。

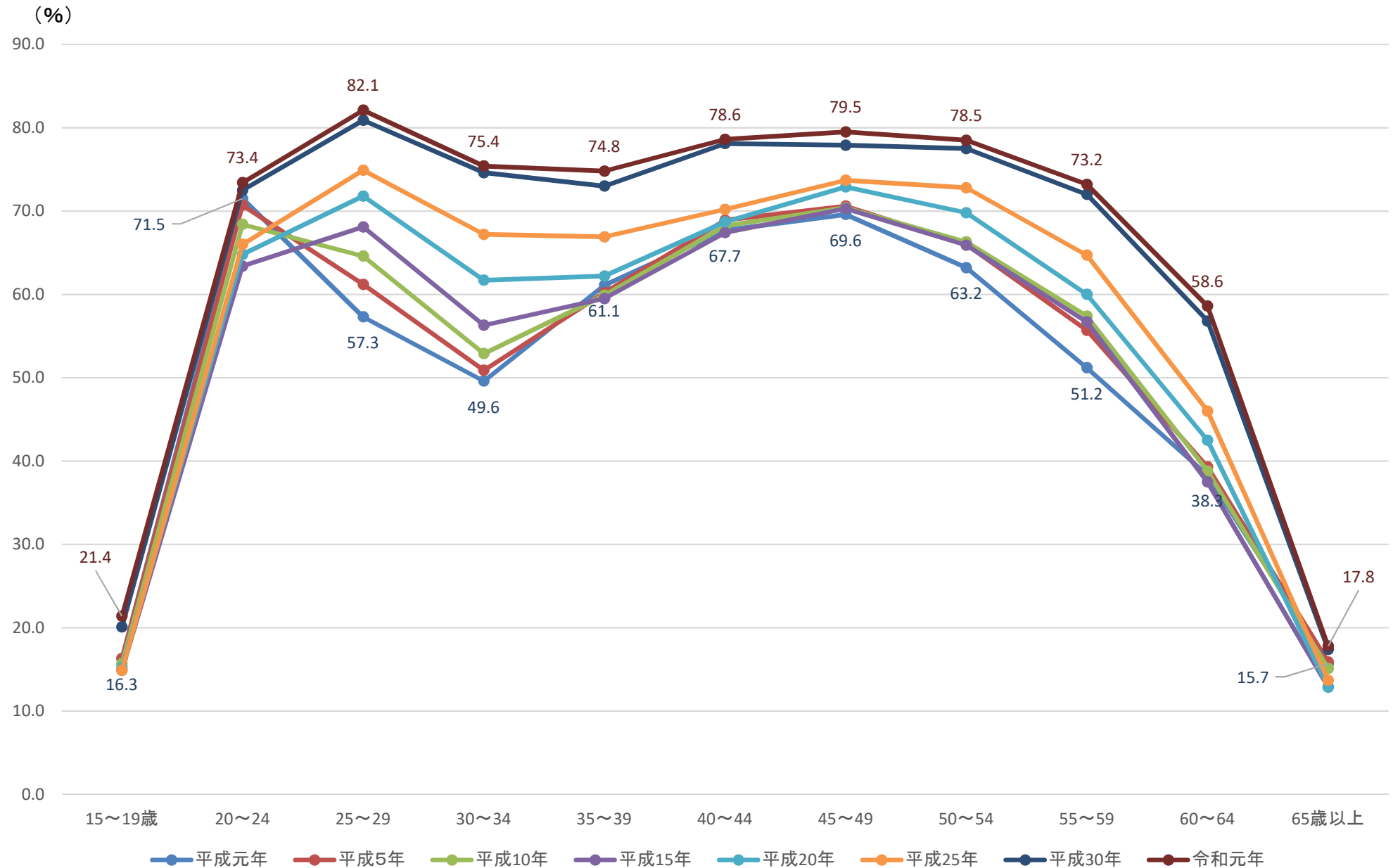
【保育所等の利用児童数】



【放課後児童クラブの利用児童数】



(参考) 年齢階級別に見た就業率(女性)の推移

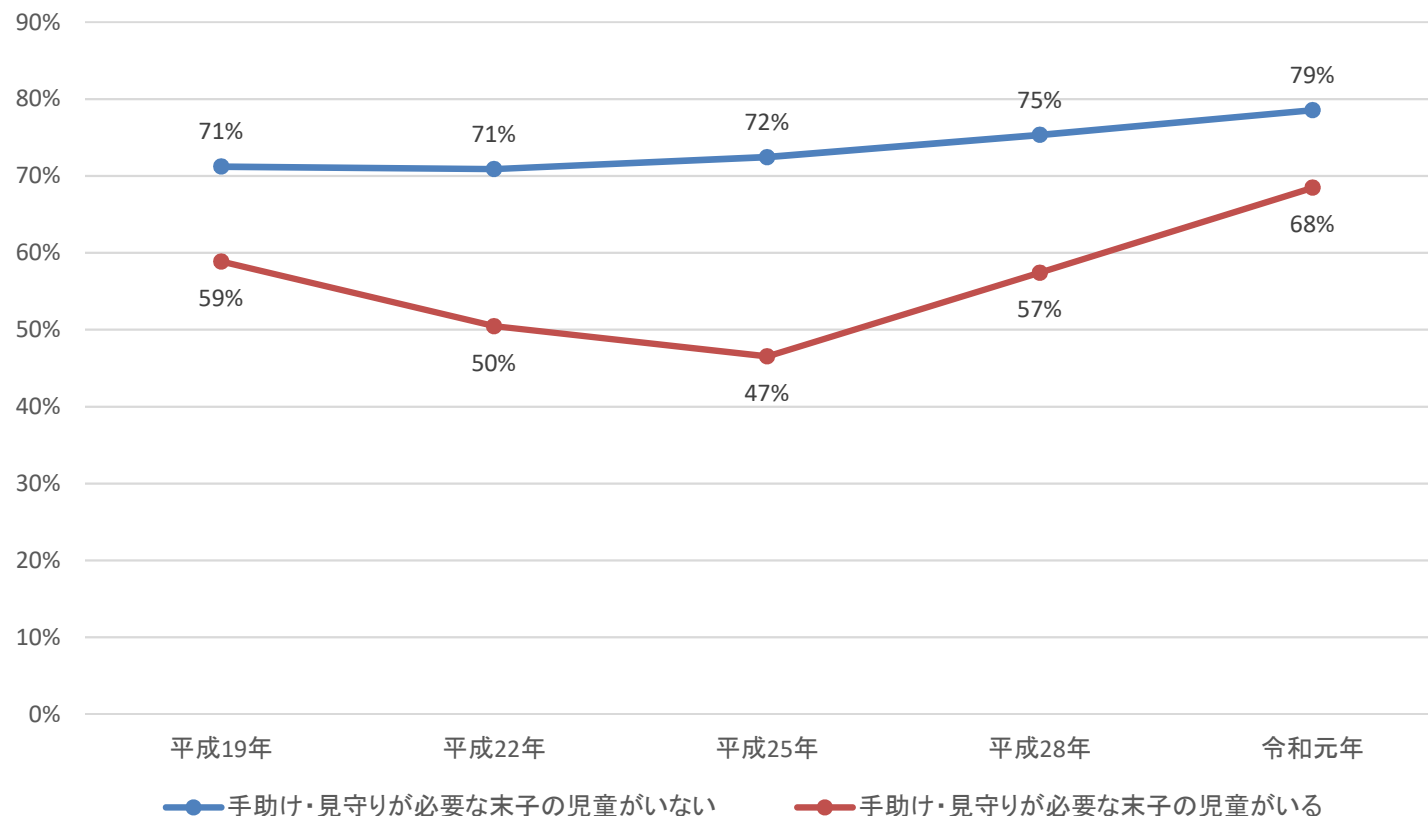


(出典)総務省統計局「労働力調査」

手助けや見守りが必要な児童を持つ母親の就業率の推移

- 手助けや見守りが必要な児童(末子で6歳以上に限る。)を持つ母親の就業率は、手助けや見守りを必要としない児童の母親の就業率と比べて低いものの、平成25年以降、上昇してきている。

【母親の就業率の推移】



(出典)「国民生活基礎調査」(厚生労働省政策統括官)について、障害保健福祉部において特別集計したもの。

(注) 国民生活基礎調査では、「手助け・見守り」の有無を6歳以上の世帯員に対してのみ調査している。上記母親の就業率の数値は、6歳以上の末子の児童について、「手助け・見守りの必要がある」と回答のあった者の母親と「手助け・見守りの必要がない」と回答のあった者の母親を推計して集計したもの。

そのため、上記のデータにおいて、手助けや見守りを必要としない児童の母親であっても、末子の兄や姉について手助けや見守りを必要とするケースがあり得ることに留意が必要。

また、平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

年齢別に見た利用者数の推移

※ P12の利用率を利用者数に置き換えたもの

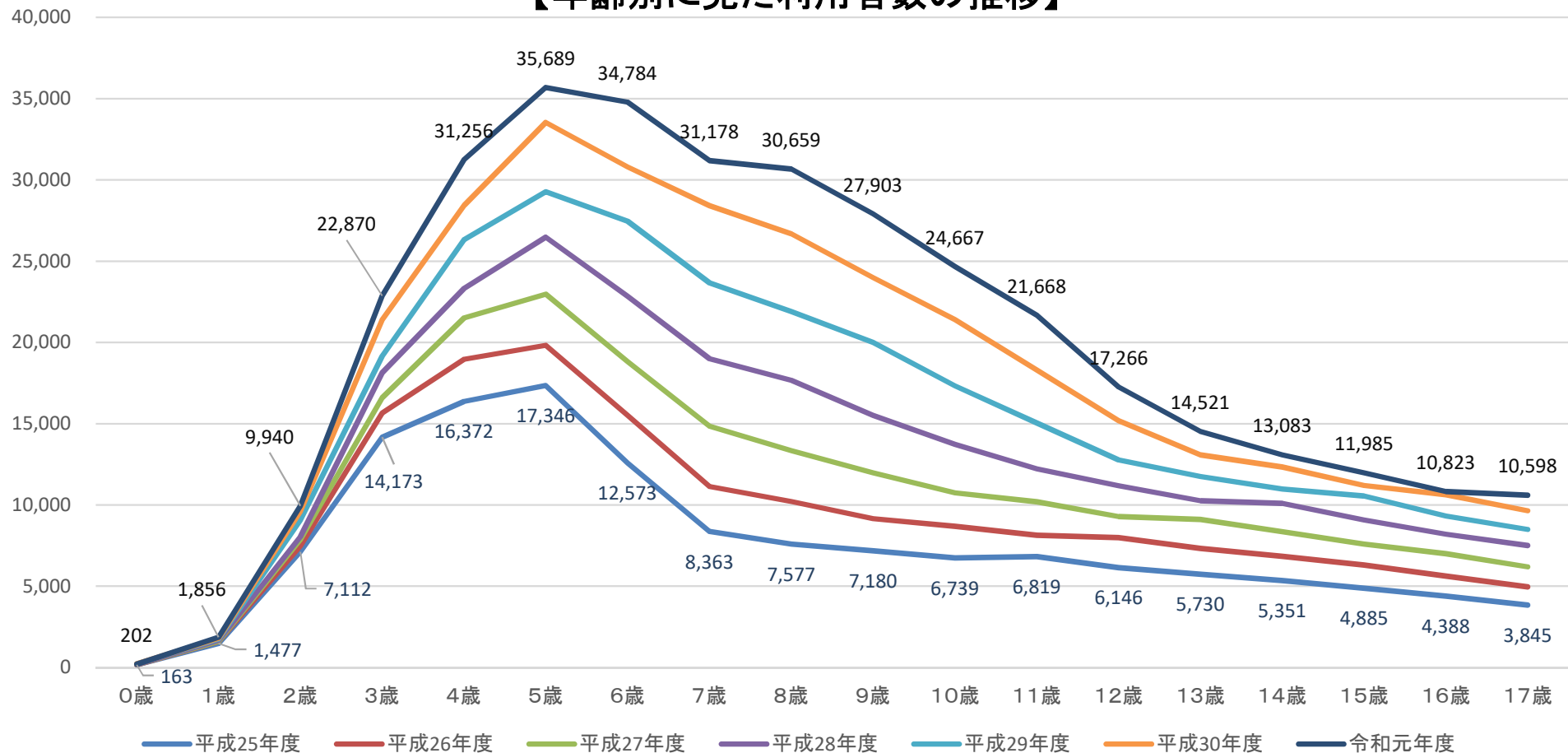
障害児通所支援の在り方に関する検討会

第1回(R3.6.14)

資料3

- 年齢別に障害児サービスの利用者数を見ると、どの年齢においても毎年増えており、また、5歳児での利用者数が一番多くなっている。

【年齢別に見た利用者数の推移】

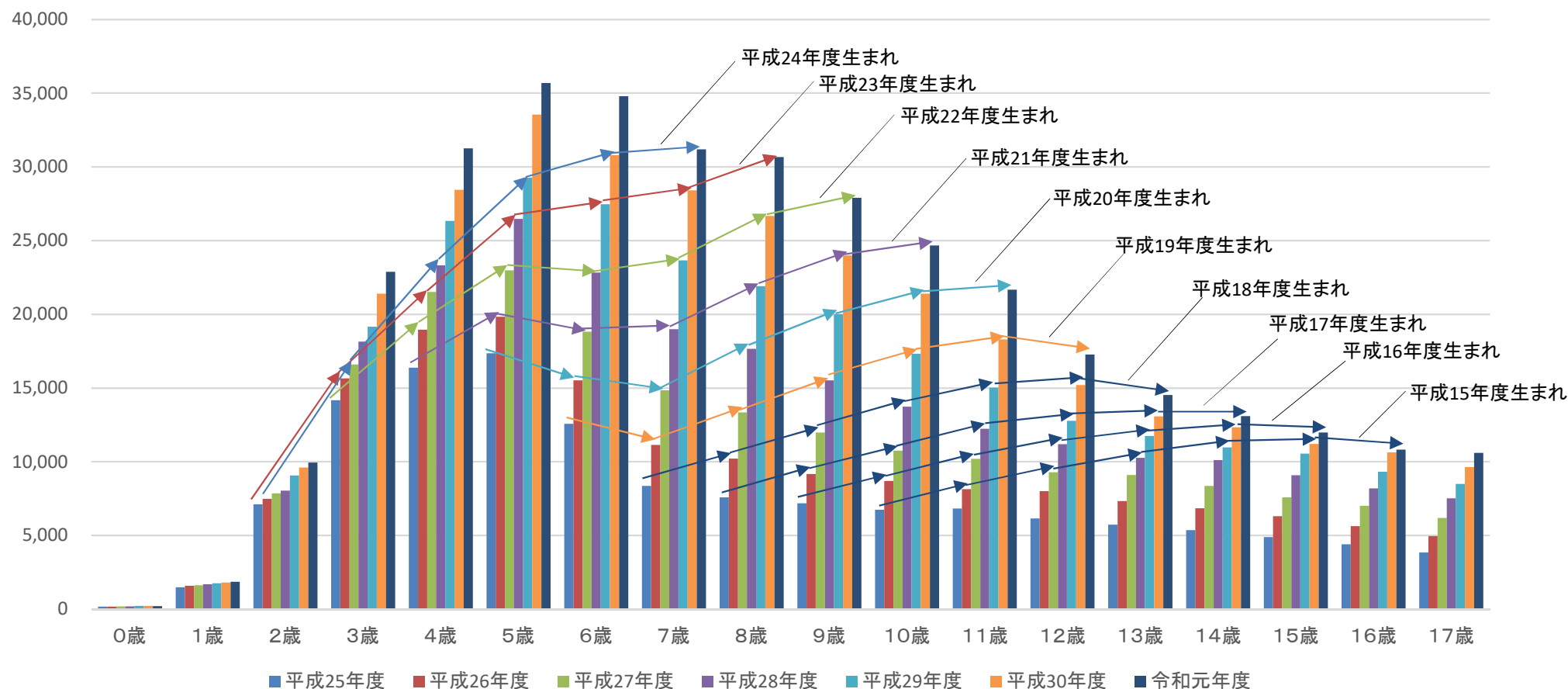


※ 数値は各年度の10月分に関するデータ。

コホート別に見た利用者数の推移

- コホート別に障害児サービスの利用者数を見ると、0歳から5歳までは増加していき、5歳以降若干減少することもあるものの、11歳～15歳くらいまで緩やかに増加していく傾向にある。
- また、ピークとなる年齢が徐々に下がってきているように見受けられる。

【コホート別に見た利用者数の推移】



※ 数値は各年度の10月分に関するデータ。そのため、上記の「平成○年度生まれ」とあるのは「平成○－1年11月～平成○年10月に生まれた児童」を意味している。

児童発達支援の事業所数の変化(都道府県別)

障害児通所支援の在り方に関する検討会

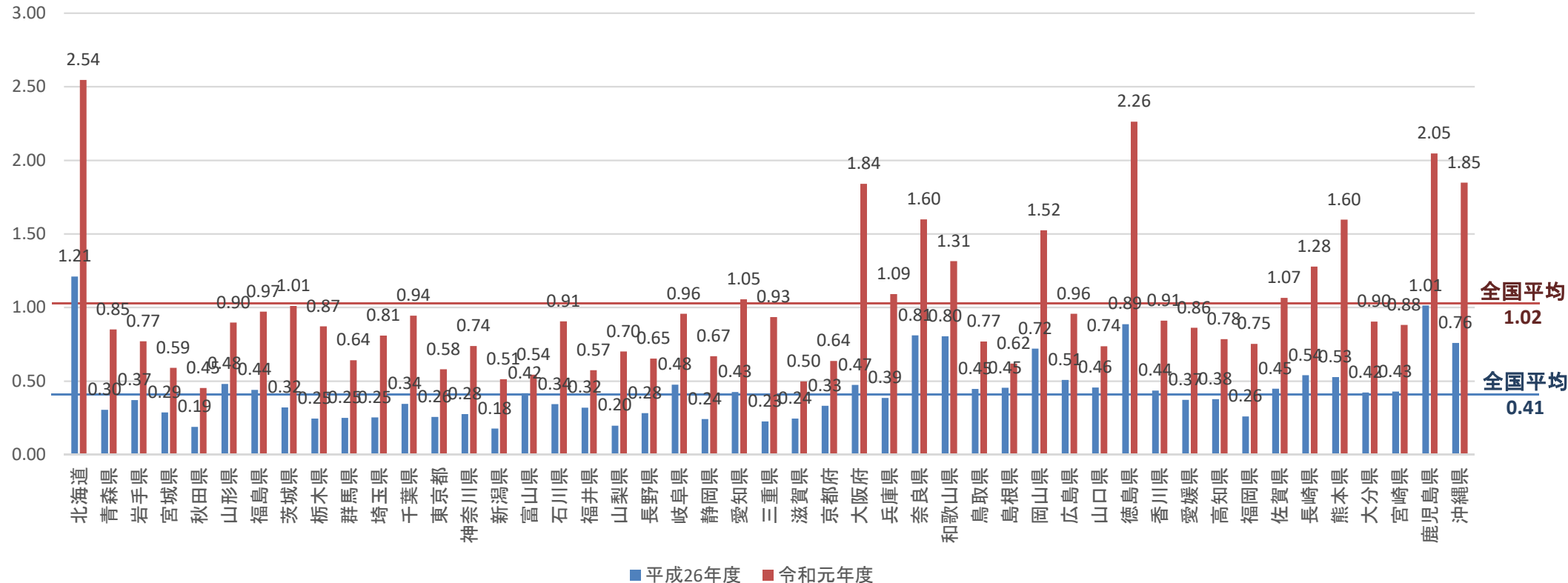
第1回(R3.6.14)

資料3

- 児童(人口0～6歳の人口)1,000人当たりの児童発達支援の事業所数は、平成26年度から令和元年度にかけて、多くの都道府県で2倍以上となっている。
- また、令和元年度において一番多い北海道(2.54事業所)と、一番少ない秋田県(0.45事業所)では、5倍以上の事業所数の密度の開きがある。

【児童1000人当たりの児童発達支援事業所数】

(事業所数/千人)



※ 上記の数値は、各年度の10月における請求事業所数を児童の人口(7歳から17歳の人口)で除して1000倍することで算出している。

※ 人口は、総務省統計局「人口推計」の10月1日現在の年齢階級別都道府県別推計人口を元に推計している。

放課後等デイサービスの事業所数の変化(都道府県別)

障害児通所支援の在り方に関する検討会

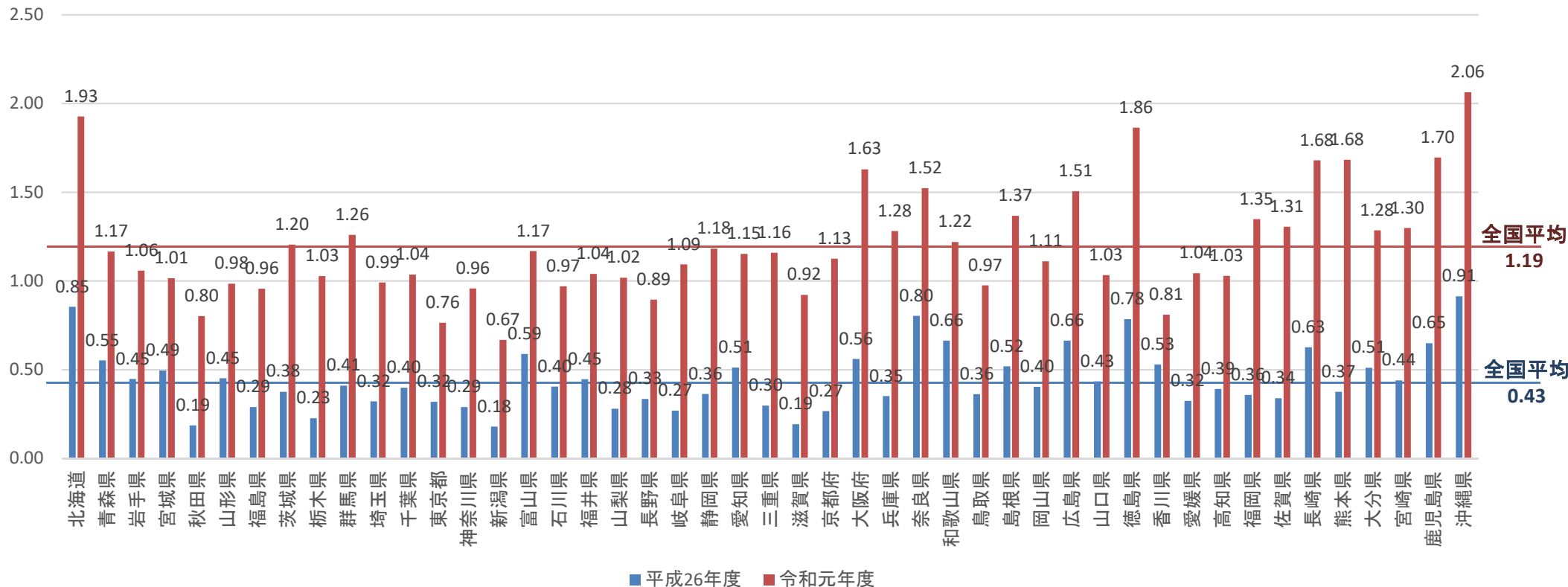
第1回(R3.6.14)

資料3

- 児童(人口7～17歳の人口)1,000人当たりの放課後等デイサービスの事業所数は、平成26年度から令和元年度にかけて、多くの都道府県で2倍以上となっている。
- また、令和元年度において一番多い沖縄県(2.06事業所)と、一番少ない新潟県(0.67事業所)では、3倍以上の事業所数の密度の開きがある。

【児童1000人当たりの放課後等デイサービス事業所数】

(事業所数/千人)



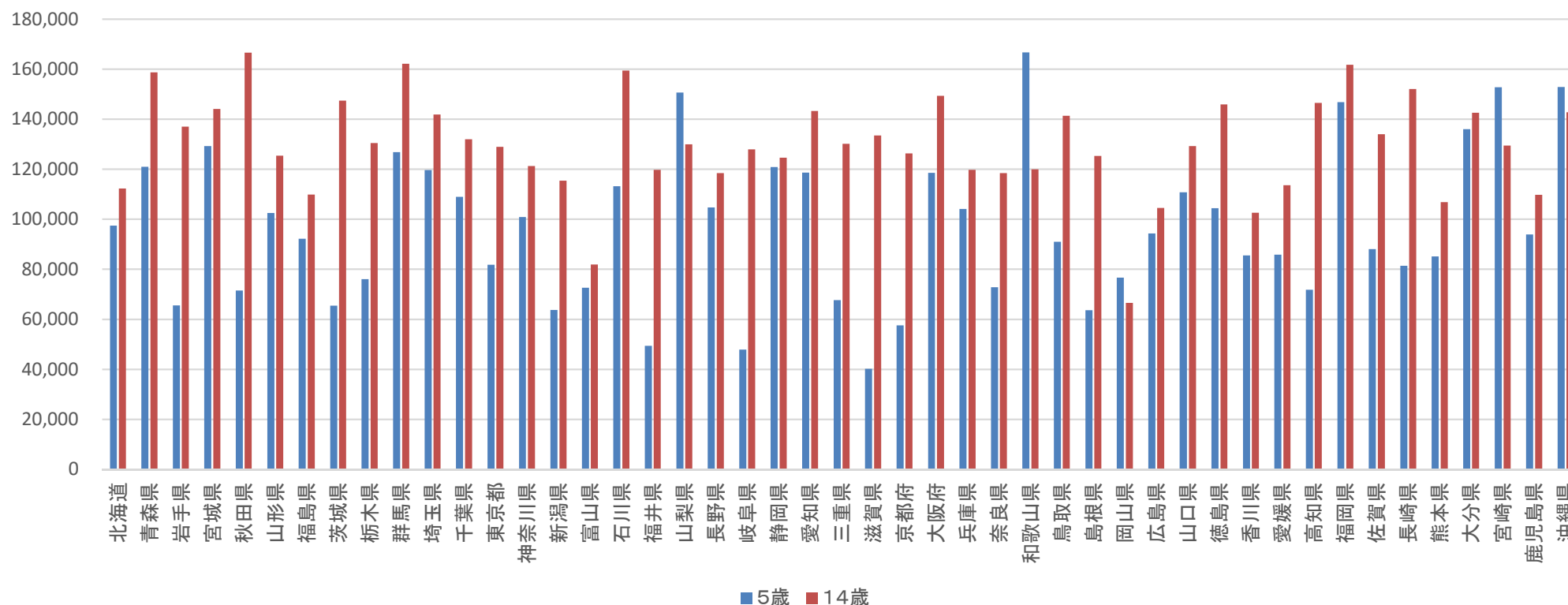
※ 上記の数値は、各年度の10月における請求事業所数を児童の人口(7歳から17歳の人口)で除して1000倍することで算出している。

※ 人口は、総務省統計局「人口推計」の10月1日現在の年齢階級別都道府県別推計人口を元に推計している。

都道府県別に見た一人当たりのサービス費(年齢別)

- 障害児サービスについて、都道府県別に、特定の年齢における利用者一人当たりのサービス費を見ると、地域ごとにばらつきがある。
- また、児童発達支援が主なサービスとなる5歳と放課後等デイサービスが主なサービスとなる14歳では、地域ごとのばらつき度合も異なっている。

【障害児サービスにおける一人当たりの費用(5歳と14歳)】



障害児サービス費と一般施策における障害児受入数との関係

障害児通所支援の在り方に関する検討会

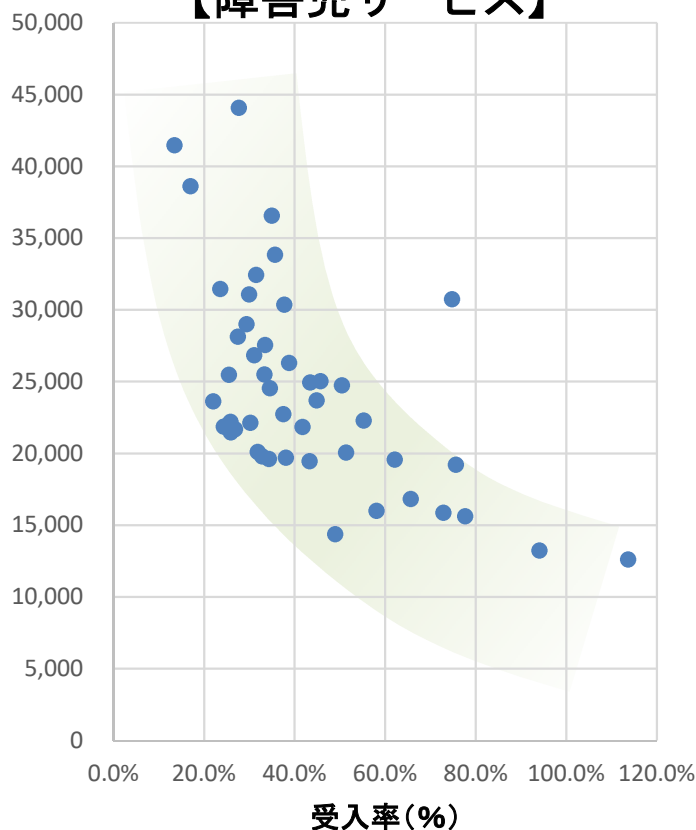
第1回(R3.6.14)

資料3

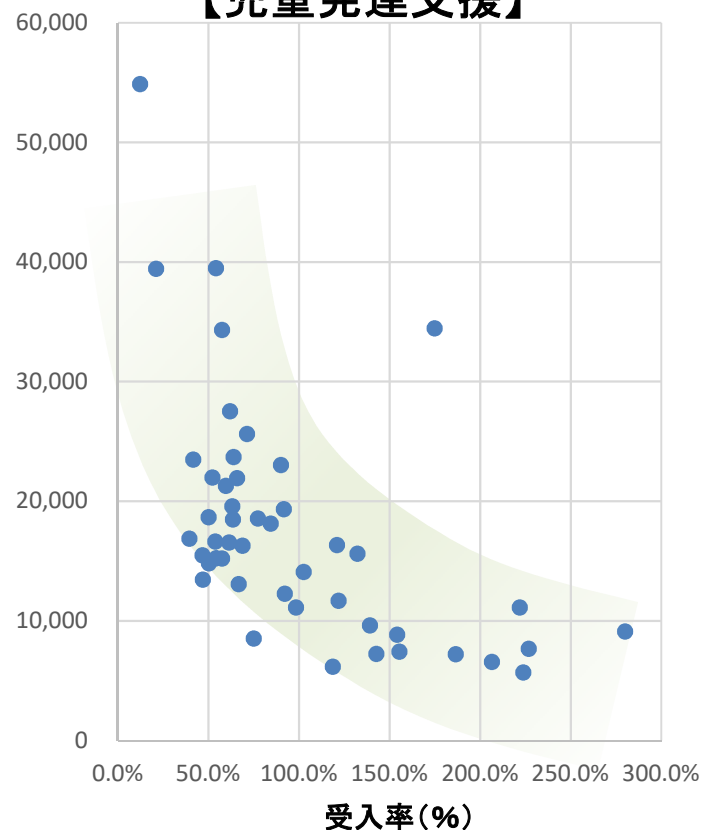
- 人口一人当たりのサービス費と保育所・放課後等児童クラブでの障害児受入数を都道府県別に見ると、障害児の受入率(障害児受入数÷障害児サービスの利用者数)が高いところほど、人口一人当たりのサービス費は低くなっている。

【人口一人当たりのサービス費と障害児の受入率との関係】

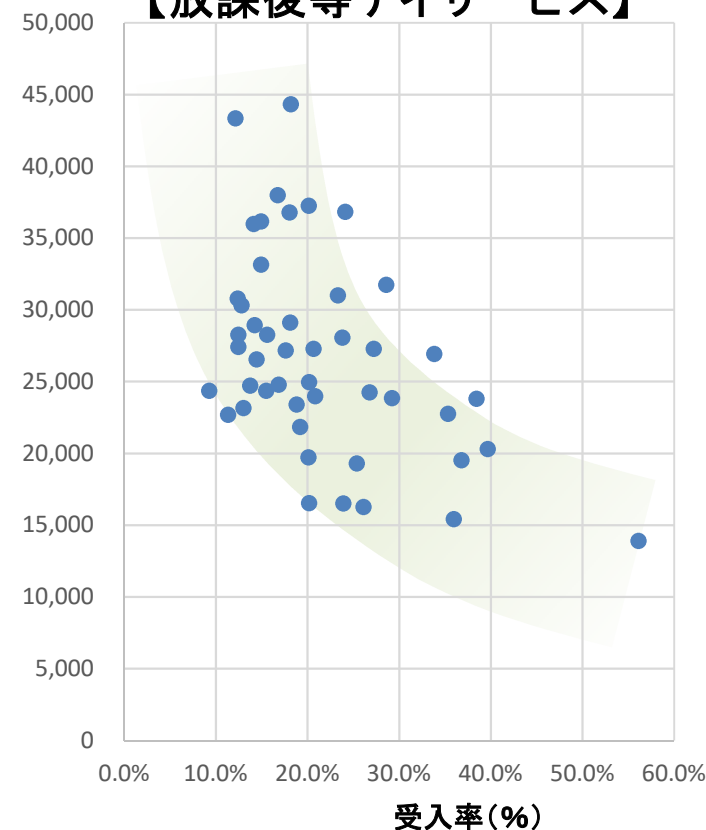
【障害児サービス】



【児童発達支援】



【放課後等デイサービス】



※ 人口一人当たりのサービス費は、令和元年度の費用を18歳未満人口で除して算出している。また、18歳未満人口は、総務省統計局「人口推計」の年齢階級別都道府県別人口を基に推計している。

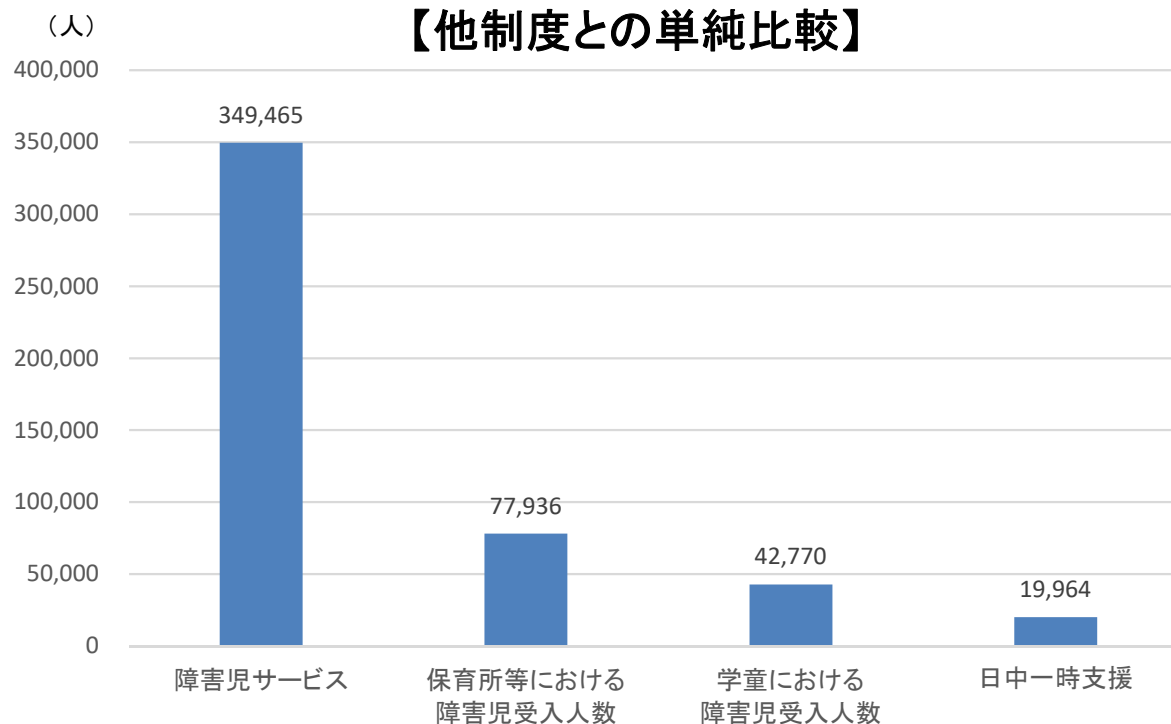
※ 障害児受入数は、保育所については令和元年度の数値(各自治体における多様な保育及び障害児保育の実施状況より。)、放課後等児童クラブについては令和元年5月1日現在の数値(放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況より。)であり、また、障害児サービスの利用者数は、令和元年10月の利用者数である。

- 日中一時支援は、市町村が行う地域生活支援事業における任意事業の一つに位置づけられている事業である。
- 平成29年度の実施状況は、アンケート調査において回答のあった1104自治体のうち959自治体を実施しており、利用者数は、47,654人であり、そのうち障害児は、19,964人であった。

【日中一時支援 利用者数】

年齢区分	利用者数
7歳未満	2,790人
7～13歳	7,968人
13～15歳	2,979人
15歳以上	6,227人
合計	19,964人

【他制度との単純比較】



※ 障害児サービスの利用者数は、令和元年10月の利用者数である。

※ 保育所等における障害児受入人数は、令和元年度の数値(各自治体における多様な保育及び障害児保育の実施状況より)、学童における障害児受入人数は、令和元年5月1日現在の数値(放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況より。)である。

※ 日中一時支援の実利用者数(平成29年度)は、平成30年度推進事業(地域生活支援事業の実施状況(実態)及び効果的な実施に向けた調査研究)により、1104自治体から回答があり、それを集計したもの。

児童発達支援センターの位置づけについて

1. センターの機能について

【現状】

- 児童発達支援センターは、平成24年の改正児童福祉法の施行により創設された。
- 平成24年当時の議論では、児童発達支援センターの役割は、「児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設」とされ、第二期障害児福祉計画の基本指針においても、
 - ① 「障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化」を図った上で、
 - ② 「地域における中核的な支援施設」として、一般の「事業所と密接な連携」を図るものとされている。
- また、障害の重度化や多様化に加え、要支援児童・要保護児童に該当する障害児や、不登校となった障害児など、様々な課題を抱え支援を必要とする障害児がいる。
- 一方、児童福祉法、指定基準や報酬告示では、こうした役割・機能が規定されておらず、こうした役割・機能の発揮が促される構造には必ずしもなっていない。
- 令和3年1月の児童発達支援の報酬の請求データでは、児童発達支援事業所は8,265事業所、利用児童は136,586人となっており、そのうち、児童発達支援センターは全体の約9%で児童発達支援センターの利用児童は約26%である。
- また、児童発達支援センターが1箇所以上設置されている市町村は35%(令和元年年末時点)となっている。

1. センターの機能について(続き)

【論点】

○ 地域における中核的な療育支援施設の役割・機能として、具体的にどのような取組が求められるか。

(検討の視点の例)

- ・ 児童発達支援センターは中核施設として地域支援を担うことが期待されており、その機能として保育所等訪問支援・障害児相談支援を実施することを想定してきたが、現在の児童発達支援センターの状況に鑑み、改めて地域において児童発達支援センターが担う中核機能はどのようなものがあるか。
- ・ 「障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化」は重要だが、児童発達支援センターと一般事業所の役割分担や地域での体制をどう構築していくのか。
- ・ 児童発達支援センターとして、児童発達支援センター以外の事業所が行う放課後等デイサービスに対してどのような役割・機能が考えられるか。
- ・ インクルージョンに向けた支援について、地域において一般施策との連携を推進していく上で旗振り役としての役割が必要ではないか。

○ 児童発達支援センターにどのような基準(特に人員基準)を設けることが考えられるか。

(検討の視点の例)

- ・ 専門職の配置を必要と考えるか。専門職の人材確保の難しさも踏まえたとき、職種による専門性の確保が適当なのか、個々の児童指導員等の経験等を重視すべきなのか。

等

児童発達支援センターと事業について

法 児童発達支援は、
①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」
②それ以外の「児童発達支援事業」
の2類型

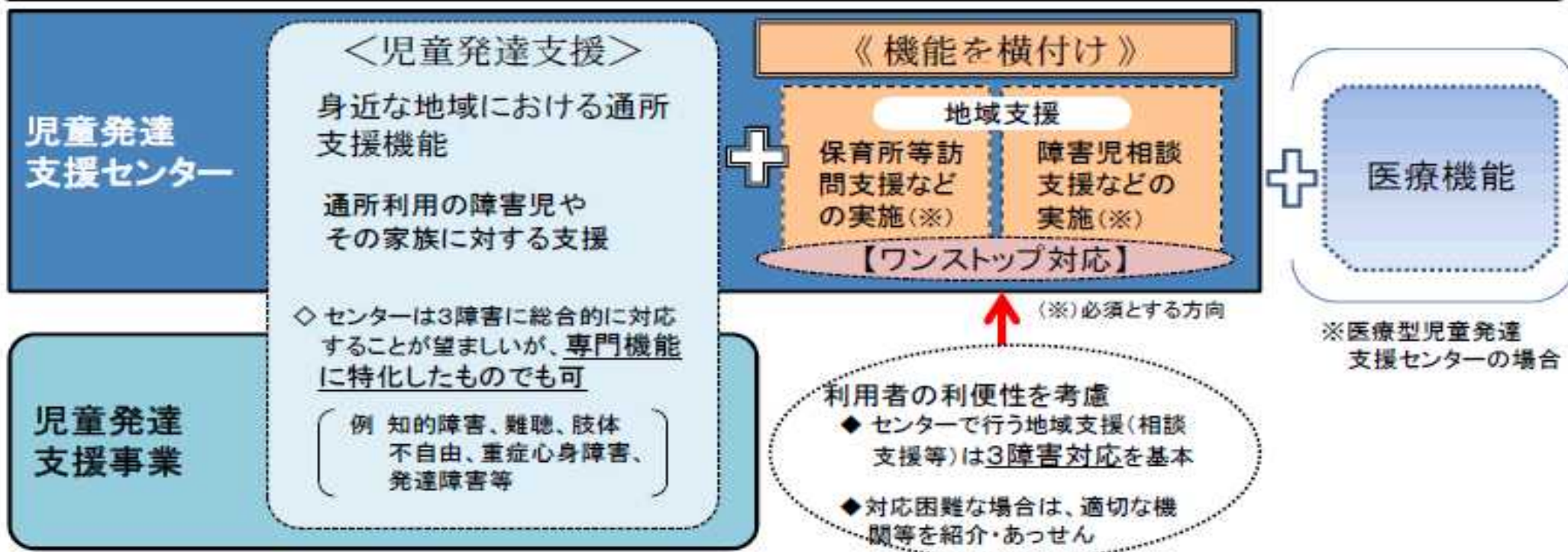
法 児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設

「便宜を適切に供与することができる施設」と規定(予定)

○ センターと事業の違い

○ センター、事業どちらも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、

- ・「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
- ・「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場



2. 福祉型と医療型の分類について

【現状】

- 平成24年の改正児童福祉法では、通所施設について、障害種別による区分を無くし、障害児にとって身近な地域で支援を受けられるよう、施設の類型を一元化したところであるが、肢体不自由児施設は、支援内容の一つとして「治療」が行われることのニーズを踏まえ、肢体不自由児を対象として「医療型児童発達支援」を創設した。
 - 一方、その後の実態を見ると、医療型児童発達支援事業所の数は限られた数となっている(※1)。こうした中、肢体不自由児には、
 - ・ 医療型児童発達支援センターに通う場合は、医療機関と同一建物等の事業所が行う児童発達支援等の前後の時間でリハビリテーションを受ける
 - ・ 医療型児童発達支援センター以外の場合は、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用しつつ、必要なリハビリテーションは医療機関で別途受けるといった支援がされている。
- (※1) 児童発達支援事業所:8,265事業所、医療型児童発達支援事業所:89事業所、放課後等デイサービス:15,834事業所 (令和3年2月国保連データ)
(※2) 中には、医療機関が児童発達支援や放課後等デイサービスを行い、当該医療機関で別途リハビリテーションを行う場合もある。
- また、身近な地域に医療型児童発達支援センターがある場合、肢体不自由以外の障害児は、当該事業所以外で利用先を探す必要が生じることとなる。
 - 指定基準において、
 - ・ 福祉型児童発達支援センターは、児童指導員又は保育士の配置人数は、障害児4人に対して1人
 - ・ 医療型児童発達支援センターは、児童指導員・保育士の配置人数は、障害児の人数に関わらず、それぞれ1人ずつとなっている。また、報酬上も、福祉型と異なり、医療型は定員区分ごとの報酬が設定されていない。

2. 福祉型と医療型の分類について(続き)

【これまでの議論①】

○ 障害児支援の見直しに関する検討会（平成20年7月22日取りまとめ）

2. 就学前の支援策

(3) 障害児通園施設と児童デイサービスの機能の充実

また、これらの障害児の通所施設については、障害の重複化に対応し、身近な地域で支援を受けられるようにするために、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるようにしていく通所施設の一元化の方向で検討していくべきである。

その際、現在、診療所と一体的に運営されているもの、診療所と併設されているが独立して運営されているもの、単独で運営されているものがあることを踏まえ、その在り方を検討していくことが必要と考えられる。

さらに、現在、障害児通園施設が複数の市町村ごとに設置され専門的療育の機能を果たしているとともに、児童デイサービスが各市町村ごとに設置され地域に密着した療育機能を果たしていることを踏まえ、一元化の在り方について検討していくことが必要である。

○ 障害児支援の在り方に関する検討会（平成26年7月16日取りまとめ）

3. 今後の障害児支援が進むべき方向(提言)

(5) 個々のサービスの質のさらなる確保

① 一元化を踏まえた職員配置、専門職の確保等

平成24年度から障害児通所支援及び障害児入所支援における一元化が行われたが、それまでの障害種別ごとの人員配置基準や報酬体系が残されている状況である。今後、障害種別ごとの専門性を維持することにも配慮した上で、人員配置基準や報酬体系の一元化についてもさらに進めるべきである。また、それにあわせて、各支援類型における支援の在り方や必要な人員配置について改めて検討すべきである。さらに、保育機能の充実を図る観点から、医療型児童発達支援センターの在り方についても併せて検討すべきである。

2. 福祉型と医療型の分類について(続き)

【これまでの議論②】

○「児童福祉法改正後の障害児通所支援の実態と今後の在り方に関する調査研究(P83より抜粋)」

厚生労働省平成24年度障害者総合福祉推進事業

VI. まとめ～改正児童福祉法の問題点と見直しへの提案～

6. 児童発達支援センターの標準的事業モデルについて

「一元化の大義」を追求するなら、どんな障害のある子どもも発達支援の基盤を保育機能に置くべきである。そのためには、保育士・児童指導員の配置基準を統一して「医療型」「福祉型」の類型を撤廃し発達支援の基本機能とする。加えて、障害児相談支援事業や保育所等訪問を必置事業として実施する(障害児相談支援事業はセンター外部に置くことが必要)。その上で、診療所をもてるセンターは、地域に開放する「地域の障害児医療センター」を設置し、医療専門職は診療報酬で賄う。診療所を設置できない児童発達支援センター・「事業」における医療専門職は、特別支援加算などで配置を進める。

○「障害児通所支援の今後の在り方に関する調査研究(P34より抜粋)」 厚生労働省平成25年度障害者総合福祉推進事業

IV. 児童発達支援の事業の課題と見直しに向けた提案

1. 児童発達支援センター

1) 医療型児童発達支援センターの見直し

結果、医療型センターの多くには、未だに肢体不自由児や重症児などの従来から支援対象としていた障害のある子どもの比率が高く、さまざまな障害のある子どもが利用できにくく、かつ利用児は十分な保育を受けることができないなど、「一元化の目的」とは矛盾する実態となっている。

発達支援は、通う施設によって支援内容が異なるのではなく、個々の子どもの発達状況や支援ニーズに合わせて提供されることが重要であり、そのためには、医療型センターを見直し、「センター」として統一し、職員配置基準を統一し、結果的に給付額の引き上げにつなげる必要がある。診療所機能は分離して、「施設内診療所」から「地域の障害児医療センター」としての機能を担うことも必要である。また、医療専門職は配置されているが、医師が常駐しておらず診療所を開放できない場合には、医療専門職も直接支援職員の「4:1」の中に算入すれば、職員配置上「センター」となることも容易であろう(その場合には「特別支援加算」として算定可能)。

○「障害児支援の現状分析と質の向上に関する研究(P195～196より抜粋)」平成27年度総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業 障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野)

4. 提言

1) 発達支援を行う施設の一元化

平成24年の児童福祉法の改正は、発達支援を要するすべての子どもが、身近な地域において、障害の確定しない「気になる」段階からの発達・育児支援、地域の保育所や学校などで過ごす子どもへの専門的支援の提供といった、「施設と地域」「対象年齢」「障害確定の有無」の枠を外した大きな変革であったと考える。しかし、上記のように「発達支援を要するすべての子どもが身近な地域において、基本的な発達支援」を受けるためには、いくつかの課題が残っている。

以下のいくつかの項目について提案する。

① 医療型児童発達支援センターは児童発達支援センター＋地域に開かれた医療機関(診療所)として、機能の拡充を行い、知的障害、難病他、様々な発達支援を要する子どもの受け入れを図る。なお、現在の医療型児童発達支援センターは大半が公立・事業団などの公的機関が実施しており、国の方針が明確になることが重要である。

また、基本ベースとなる発達支援に関しては一定のフラット基準を設け、個々の発達支援の内容(難聴の場合・重症児の場合・医療的ケアの必要な場合等)に関して加算をつけていくなどの仕組みの検討も必要と考える。

2. 福祉型と医療型の分類について(続き)

【論点】

○ 現状を踏まえ、「福祉型」と「医療型」のセンターの在り方についてどう考えるか。

(検討の視点の例)

- ・ 「福祉型」と「医療型」を統合する場合、支障(※)が想定されるか。
- ・ 「福祉型」と「医療型」の分類を維持する場合、「医療型」に求められる役割は何か。

(※) 統合後の指定基準や報酬のほか、制度として「福祉型」と「医療型」を分けることによるメリット等があるかどうか。

児童発達支援事業の現状と課題について

【現状】

(1) 児童発達支援の役割・支援内容等

○ 児童発達支援は法令上以下のとおり規定されている。

・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第6条の2の2第2項 この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

第4条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

○ 具体的な役割や支援内容は、「児童発達支援ガイドライン」において示しており(※1)、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、各事業所の実情や個々の子どもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めることを求めている。

(※1) 児童発達支援の提供すべき支援: 大別すると「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」及び「地域支援」からなる。

① 本人支援・・・障害のある子どもの発達の側面から、＜「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域＞において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援。

② 移行支援・・・障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくこと。

③ 家族支援・・・家族が安心して子育てを行うことが出来るよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等。

④ 地域支援・・・支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関等と連携すること。また、地域の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。

(1) 児童発達支援の役割・支援内容等(続き)

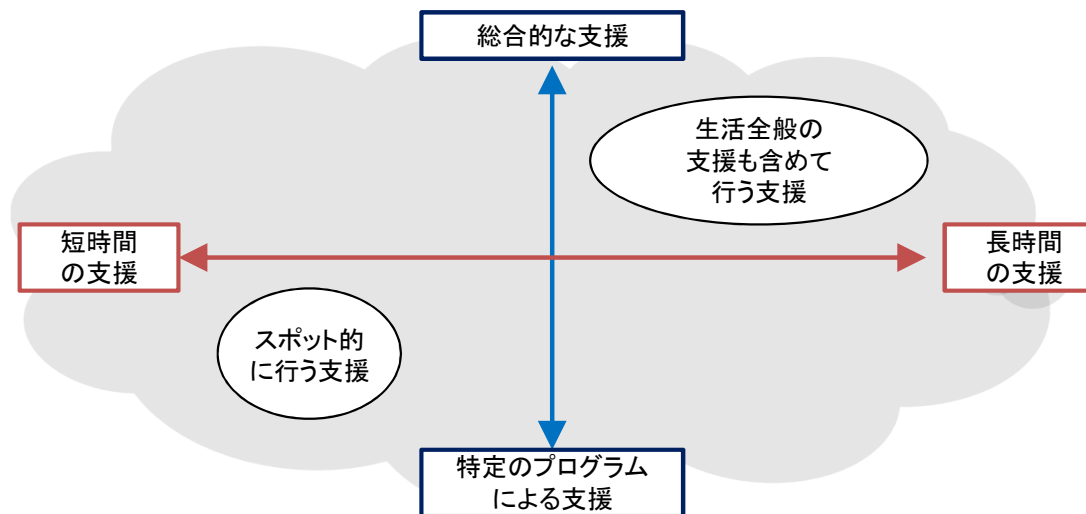
○ 現状、児童発達支援の支援内容や提供時間については様々(※2)となっており、典型的には、

- ① 比較的長時間・生活全般にわたり、総合的な支援を児童発達支援から受ける場合
- ② 保育所や幼稚園等に生活の主軸を置き、スポット的に児童発達支援を利用する場合

があると考えられる(提供時間と支援の内容に着目すると、以下の図のような関係になるものと考えられる)。

また、中には、児童発達支援の報酬の対象と考えた場合に、必ずしも相応しくないと考えられる支援等がされているという指摘もある。

(※2) 個別支援や集団支援を織り交ぜた支援のほか、個別の活動に特化したもの(内容は作業療法、学習支援、運動など様々。集団支援であっても、「運動・感覚」の支援を中心とするもの、「人間関係・社会性」の支援を中心とするもの等、様々な目的と手法により実施されている。



○ また、財務省の令和3年度予算執行調査結果(令和3年6月29日公表)においても、全国的に様々な提供時間となっていることが示されている。

児童発達支援事業所(センター以外)の、平均利用時間別の事業所の分布を見ると、以下のとおりとなっている(n=4,624箇所)

「1時間以下」：13.3%	「1時間超2時間以下」：19.0%	「2時間超3時間以下」：17.1%
「3時間超4時間以下」：18.2%	「4時間超5時間以下」：12.7%	「5時間超6時間以下」：13.2%
「6時間超7時間以下」：4.7%	「7時間超」：1.8%	

(1) 児童発達支援の役割・支援内容等(続き)

- 指定基準やガイドラインでは、こうした提供時間や支援内容に応じた類型化はしておらず、報酬では、様々な支援について一律の単価(※3)としている。そのため、質の高い発達支援や、支援時間の長短による手間が適切に評価されていない可能性がある。

(※3)障害児の障害特性等に応じた報酬の違いはあるが、支援内容等による違いは無い。

(2) 児童発達支援の利用状況

- 子どもの出生数は減少傾向にあるところ、児童発達支援の利用児童数は、平成26年度から令和元年度で約3.3倍となっている(このほか、20～44歳の女性の就業率は、平成26年から令和元年にかけて約7%程度上昇、保育所の利用児童数は、平成26年度から令和元年度で約1.2倍(障害児保育の利用児童数は1.4倍という状況)。
- 国保連データを見ると、児童発達支援の令和元年度における1ヶ月の利用日数の平均は約8日。また、財務省の令和3年度予算執行調査結果において、決定支給量(日数)別の利用者の分布を見ると、「5日」:20.3%、「10日」:15.9%、「23日」:26.6%となっている(注:母数は延べ95,394人)。利用時間別の利用者の分布を見ると、児童発達支援センターでは4時間超の利用が61.6%となっており、児童発達支援センター以外の事業所では4時間以下の利用が73.5%(2時間以下の利用は42.8%)となっている(この点からも児童発達支援の支援内容が、生活全般の支援も含めた支援(比較的長時間の支援)とスポットによる支援(比較的短時間の支援)と様々であることが窺える)。

(3) 児童発達支援の利用に係る保護者のニーズ

- 令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究-放課後等デイサービスの在り方-」によると、保護者がサービス利用に際し重視している事項としては、保護者の就労形態(雇用形態、勤務日数)にかかわらず、「子どもの情緒や感性の発達を促進すること」等の項目が重視されており、「長時間預かってくれること」の回答割合は20.9%であった。
- 一方、「長時間預かってくれること」の回答割合について、4歳から6歳の子どもの保護者で、保育所・認定こども園・幼稚園との併用の有無に分けて見ると、併用が有る保護者の回答割合:10.4%(n=251)、併用が無い保護者の回答割合:28.1%(n=267)と、保育所等を併用していない保護者の方が「長時間預かってくれること」を重視していた。
(注)この集計上は就労の有無で分けていないので、就労を背景として「長時間預かってくれること」が選択されているかは確認できない。
- 財務省の予算執行調査結果によると、7時間超の利用者の分布は、児童発達支援センターで4.6%、センター以外の事業所で3.2%となっている。

(4) インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携

(注)ここでは児童発達支援に係る論点を整理し、保育所等訪問支援等を含めた論点は別途整理することとする。

- 児童発達支援ガイドラインにおいて、障害児支援の基本理念に、「地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進と合理的配慮」として、障害のある子どもへの支援に当たっては、移行支援を含め、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが求められることを示すとともに、報酬においても、利用児童が保育所等に移行したときに加算(※4)を算定できることとしている。
(※4)保育・教育等移行支援加算(障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合に500単位を加算(1回のみ)。令和2年度の算定者数合計:262人(国保連データ。注:児童発達支援の利用児童数は118,850人(令和2年度平均))
- 児童発達支援事業所がインクルージョンを推進していく上では、保育所等との関係性の構築や、移行に当たっての支援が不可欠となるが、児童発達支援ガイドラインで移行支援についてねらいや支援内容が示されているところ、具体的にどのような方法で保育所等との連携等に取り組むかについては各事業所に委ねられている。また、前述のとおり、児童発達支援には、現状、様々な支援・様々な事業所が存在しており、こうした取組も様々になっていることが想定される。

(4) インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携(続き)

- 児童発達支援事業所における保育所等との連携の状況を見ると、連携自体はされているが、ケースを通じた会議はそれほど多く実施されていない。(※5)

(※5)連携している外部機関(保育所・幼稚園・認定こども園)(複数回答)87.1%に対して、外部機関を入れたケア会議(半年に1回程度)0歳～3歳(52.3%)、4歳～6歳(59.5%)。(出典:令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究ー放課後等デイサービスの在り方ー」)※児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを含んだ調査結果。

【論点】**(1) 児童発達支援の役割・支援内容等**

- ガイドラインに示す児童発達支援の役割・支援内容等に対して、現状の様々な実態を踏まえ、どう考えるか。
 - ・ 児童発達支援の役割・支援内容等を検討する前提として、ガイドラインにおける現在の4つの役割、本人支援における5領域の支援について、見直すべき点があるかどうか。
 - ・ ガイドラインでは、「障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対し、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援に努めなければならない。また、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(主に幼稚部及び小学部)等(以下「保育所等」という。)と連携を図りながら支援を行うとともに、専門的な知識・経験に基づき、保育所等の後方支援に努めなければならない。」とされている。

このように①「個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた」本人への発達支援を行うべきとされ、②本人支援としては「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域が示されている中で、現状のサービス提供の実態をどう考えるか。(5領域を必ずしもカバーせず一部のプログラムに特化した事業所が多く存在し、個々の子どもの状態等に対するアセスメントが十分ない中で、利用する事業所の得意とする支援に偏ってしまう点はないのか等。)
 - ・ 上記の点も含め、ガイドラインが示している児童発達支援のあり方が、個々の現場で浸透・準拠されているとは必ずしも言えない現状にかんがみ、ガイドラインで示している事項の位置付けをどう考えるか。(とりわけ、児童発達支援の役割・支援内容など根幹に関わる部分)についてどう考えるか。)
 - ・ また、こうしたガイドラインが示している児童発達支援の役割・支援内容等が適切に果たされるための報酬や基準等のあり方をどう考えるか。

(2) 児童発達支援の利用に係る保護者のニーズ

- 児童発達支援は、障害児につき、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を提供するサービスであるが、保護者のニーズについて、どのように考えるか。
 - ・ 現に併行通園をしていない、又は難しい障害児も多い中、保護者の就労実態を踏まえ、支援時間が長くなる児童に対する支援について、支援時間の長短による手間の適切な評価など、支援のあり方をどう考えるか。

(3) インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携

- インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携として、どのような取組が考えられるか。
- 保育所等との連携を強化していく上で、児童発達支援センターとセンター以外の事業所との関係性・役割分担等についてどう考えるか。

障害児の発達支援として必ずしも相応しくないと考えられる事業運営・支援内容の具体例 (令和3年6月自治体アンケート結果・児童発達支援)

障害児通所支援の在り方に関する検討会

第2回(R3.7.5)

資料5

支援内容の多様性を否定しないものの、都道府県・指定都市・中核市の担当者の目線で見ただけの場合に、管内の児童発達支援事業所(児童発達支援センター含む)及び放課後等デイサービス事業所において実際に行われている又は行われていた事業運営・支援内容であって、法令違反ではないものの障害福祉サービス等報酬の対象として必ずしも相応しくないと考えられるものについて、理由を付して回答を求めた。

その結果、

- ① 支援内容が安全な預かりに偏っており、発達支援が適切に行われていないと見られるもの
- ② 学校の宿題をみる等、支援内容が学習塾的な支援に偏っていると見られるもの
- ③ (学習塾以外の)一般的な習い事とほとんど変わらない支援を行っていると思られるもの

といった事例が寄せられた。

①安全な預かりに偏っていると見られる事例

運営・支援内容	理由
通所した児童を自由に遊ばせて見守るだけで、個々の児童に応じた支援が行われていない。	個々の児童の状況に合わせた個別支援計画に基づき発達支援を行うという事業趣旨から外れていると思われる。
散歩するだけ、遊具やタブレットで遊ばせるだけ、DVDや動画を見せるだけといった支援しか行われていない。	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練のいずれにも該当するとはいい難く、児童発達支援ガイドラインにある「『遊び』を通して職員が適切に関わり、具体的な支援を行うこと」にも合致しないと思われる。

等

②学習塾的な支援に偏っていると見られる事例

運営・支援内容	理由
未就学児向けの早期学習塾とあまり変わらない内容のみで、1回1時間程度の提供時間で運営を行っている。	一般の学習塾と変わらず、障害児への発達支援として実施する内容としては必ずしも適当とは言えないと思われる。(実際に同法人が一般の学習塾を運営しているケースも多い。)
学習塾が児童発達支援事業所を運営しているが、塾と児童発達支援等事業との線引きがなされているか外部から見るとわかりにくい。	塾と児童発達支援事業との線引きの問題のほか、塾の利用者を児童発達支援事業に勧誘していると考えられる(逆のパターンも)。内容も知育・学習等塾とかわらない内容のみとも聞き、安価で済む塾のような形となっていると思われる。

③習い事と変わらない支援を行っていると思われる事例

運営・支援内容	理由
一週間に数回、1回あたり1時間程度で音楽(ピアノ)や絵画の技術を教えるだけである。	ピアノレッスンや絵画指導のみでは、本人の障害特性を総合的に把握し、支援内容を勘案することは困難ではないかと思われる。 また報酬算定の構造上、極めて短時間で報酬の請求ができてしまうため、報酬に見合っていない。
一般の英会話スクールのような指導のみを行っている。	英会話技術の教授だけでは日常生活における知識技能の付与とはいいい難いと思われる。
1つのスポーツに限定した運動療法のみを行っている。	個別の障害児の状況に応じた発達支援とはいいい難いと思われる。 また、一般的な運動療法ではなく、1つのスポーツに限定した運動療法は一般のスポーツ教室との差別化ができず、費用負担の面でも不公平であると思われる。

等

④その他の事例

運営・支援内容	理由
近隣で畑を借りて種まき等の農作業のみをさせたり、調理のみをさせることが恒常化している。	農作業や調理は体験としては有用だが、そのみを恒常的に実施していることが児童の発達に必要な支援かどうか不明瞭であると思われる。
サービス提供時間は1日6時間であるが、基本マンツーマンで利用児童が入れ代わり立ち代わりで入るため、一律に児童1人当たりの支援時間は45分～50分となっている。	極端に短時間の支援(30分以下)ではないが、短時間(1時間程度)の支援を前提にすることは、利用者目線に立ったサービス提供とは言えないと思われる。 このような短時間の個別支援のみ行う事業所が増えているが、長時間の集団支援を行う事業所と報酬単価に差がないことに対する他事業所の不満を多く耳にする。
支援計画が紋切型で作成されている。	児童ごとの個別の状況を検討して支援計画が策定されるはずだが、一律の支援計画に基づく一律の発達支援が行われていることが多く、個別支援が実施されているとはいいい難いと思われる。

等

放課後等デイサービスの現状と課題について

【現状】

(1)放課後等デイサービスの役割・支援内容等

- 放課後等デイサービスは法令上以下のとおり規定されている(障害児の発達支援の提供という点では児童発達支援と同様だが、支援内容について、学齢期の発達段階に見合った支援を提供することを念頭に規定がされている)。
 - ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
第6条の2の2第3項 放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。
 - ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)
第4条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。
- 「放課後等デイサービスガイドライン」は、「①総則」、「②設置者・管理者向けガイドライン」、「③児童発達支援管理責任者向けガイドライン」、「④従業者向けガイドライン」の4つで構成されており、放課後等デイサービスとして行う支援等については、「①総則」において、基本的役割、基本的姿勢及び基本活動を示している。
児童発達支援ガイドラインでは、未就学の障害児の発達支援(本人支援)の内容として、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援する旨を示しているが、放課後等デイサービスガイドラインにおいては学齢期の障害児の発達支援(本人支援)の内容について、こうした詳細は示されていない。

<基本的役割>

○ 子どもの最善の利益の保障

放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条の2の2 第4項の規定に基づき、学校(幼稚園及び大学を除く。以下同じ。)に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。

放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

○ 共生社会の実現に向けた後方支援

放課後等デイサービスの提供に当たっては、子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められるものであり、放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら、適切な事業運営を行うことが求められる。さらに、一般的な子育て支援 施策を利用している障害のある子どもに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施する等、地域の障害児支援の専門機関としてふさわしい事業展開が期待されている。

○ 保護者支援

放課後等デイサービスは、保護者が障害のある子どもを育てることを社会的に支援する側面もあるが、より具体的には、

- ① 子育ての悩み等に対する相談を行うこと
- ② 家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること
- ③ 保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うこと

により、保護者の支援を図るものであり、これらの支援によって保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすものと期待される。

<基本的姿勢>

放課後等デイサービスの提供に際しては、子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援を行うために、子どもの支援に相応しい職業倫理を基盤として職務に当たらなければならない。放課後等デイサービスの対象は、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等までの子どもであるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画(＝個別支援計画)に沿って発達支援を行う。

放課後等デイサービスでは、子どもの発達過程や障害種別、障害特性を理解している者による発達支援を通じて、子どもが他者との信頼関係の形成を経験できることが必要であり、この経験を起点として、友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じることができるよう支援する。また、友達と関わることにより、葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力が育つことを期待して支援する。基本活動には、子どもの自己選択や自己決定を促し、それを支援するプロセスを組み込むことが求められる。

また、日常的な子どもとの関わりを通じて、保護者との信頼関係を構築し、保護者が子どもの発達に関して気兼ねなく相談できる場になるよう努める。

放課後等デイサービスは、子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる。

また、不登校の子どもについては、学校や教育支援センター、適応指導教室等の関係機関・団体や保護者と連携しつつ、本人の気持ちに寄り添って支援していく必要がある。

<基本活動>

基本的姿勢を踏まえ、子ども一人ひとりの放課後等デイサービス計画に沿って、下記の基本活動を複数組み合わせて支援を行うことが求められる。(※1)

① 自立支援と日常生活の充実のための活動

子どもの発達に応じて必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動を行う。子どもが意欲的に関わられるような遊びを通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、子どもが通う学校で行われている教育活動を踏まえ、方針や役割分担等を共有できるように学校との連携を図りながら支援を行う。

② 創作活動

創作活動では、表現する喜びを体験できるようにする。日頃からできるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持てるようにする等、豊かな感性を培う。

③ 地域交流の機会の提供

障害があるがゆえに子どもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、子どもの社会経験の幅を広げていく。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動等との連携、ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。

④ 余暇の提供

子どもが望む遊びや自分自身をリラックスさせる練習等の諸活動を自己選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるように工夫する。

(※1)「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」の第4回(平成27年2月26日)の議論では、基本活動について、事業所は基本的に4つの活動を提供することを前提に、「基本姿勢」にあるよう「一人ひとりの状態に即した」ニーズに沿って、複数を組み合わせ提供していくという意味であり、事業者として4つのうち2つの活動を行っていれば良いという意味ではないこととされている。

(1)放課後等デイサービスの役割・支援内容等(続き)

- また、放課後等デイサービスの対象は、就学後の6歳から原則18歳までとなっているところ、ガイドラインでは、年齢に応じた取組等に係る記述はなく、利用者の年齢に応じてどのような支援を行うかは、各事業所に委ねられている(なお、放課後児童クラブの運営指針では、年齢に応じて配慮すべき事項を示している)。(※2)

(※2)放課後児童クラブ運営指針(抜粋)

5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

(1)おおむね6歳～8歳の子どもへの配慮

- 幼児期の発達の特徴も見られる時期であることを考慮する。
- 放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。
- 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

(2)おおむね9歳～10歳の子どもへの配慮

- 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
- 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達の特徴の理解に基づいた関わりをする。

(3)おおむね11歳～12歳の子どもへの配慮

- 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達の特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
- ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。
- 思春期・青年期の発達の特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

- 放課後等デイサービスの指定基準や報酬は、これまで、以下のような見直しを行ってきた。

- ・ 利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援(例えば、テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ)を行う事業所が増えているとの指摘も踏まえ、従業者を児童指導員等にするなど指定基準を見直した。(平成29年4月)
- ・ 「支援内容については、現在指標がないこともあり、評価に差が設けられていない。」との現状等を踏まえ、障害児の状態及びサービス提供時間に応じて基本報酬を分類した。(平成30年度報酬改定)。(※3)
- ・ 極端に短時間(30分以下)の支援を報酬の対象外とし、また、支援内容や提供時間に関わらず、基準人以上の手厚い体制により支援を行う事業所を評価する児童指導員等加配加算を見直した(令和3年度報酬改定)。(※4)

(※3)障害児の状態に応じた基本報酬の分類は令和3年度報酬改定で廃止している。

(※4)児童指導員等加配加算を算定している事業所の収支差率が、算定していない事業所の収支差率と比べて高い傾向にあるという実態が示されたことから、単価の見直し及び2人目の加配分の加算の廃止を行った。

(1)放課後等デイサービスの役割・支援内容等(続き)

- なお、令和3年度報酬改定の際の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの構成員からは、
- ・ 家庭や社会が大きく変わってきている中で、放課後等デイサービスの伸びを見ていく必要があり、制度設立当初の役割や期待されていることが変わってきているのではないか。
 - ・ 学習塾や放課後児童クラブが担うべきことを、放課後等デイサービスで行われている場合もある。放課後等デイサービスがやるべきことをもう一度見直して構築する時期に来ているのではないか。
- といった意見があった。

- 放課後等デイサービスの提供の実態について、財務省の令和3年度予算執行調査結果(令和3年6月29日公表)を見ると、平日の利用は授業終了後に行われるため、全体的に短時間の支援となっており、休日は全体的に長時間の支援となる傾向が見られるが、一定数は短時間の支援となっている。(※5)

なお、令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究－放課後等デイサービスの在り方－」におけるタイムスタディ調査結果では、休日の短時間利用のケースの活動内容は、「専門的訓練」の比重が他ケースに比べ高くなっている。

(※5) 放課後等デイサービス事業所の、平均利用時間別の事業所の分布

■ 平日(営業時間3時間以上の事業所) (n=10,315事業所)

「1時間以下」	: 5. 3%	「1時間超2時間以下」	: 26. 9%	「2時間超3時間以下」	: 55. 8%
「3時間超4時間以下」	: 12. 1%	「4時間超」	: 2. 6%		

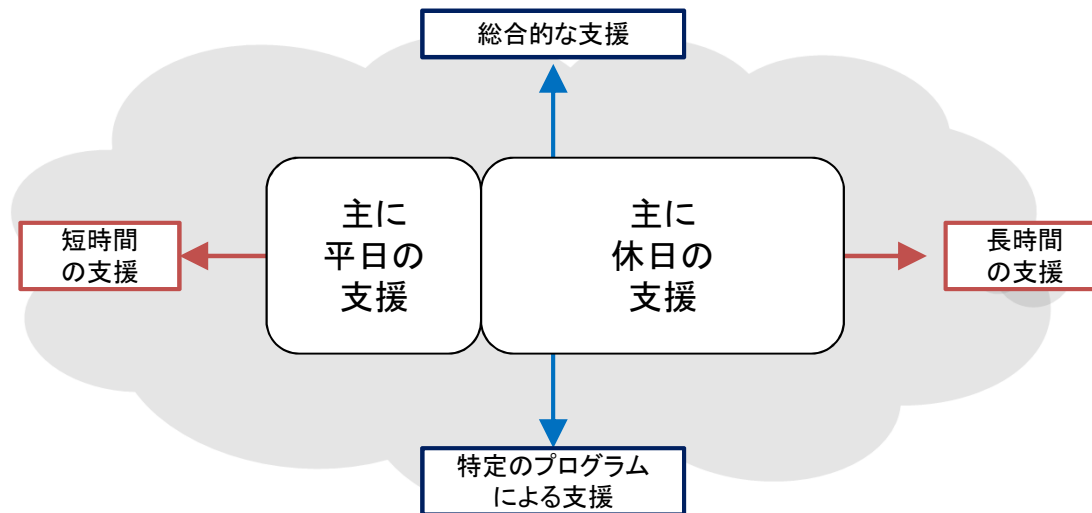
■ 休日(営業時間6時間以上の事業所) (n=9,281事業所)

「1時間以下」	: 6. 9%	「1時間超2時間以下」	: 4. 9%	「2時間超3時間以下」	: 4. 4%
「3時間超4時間以下」	: 5. 2%	「4時間超5時間以下」	: 6. 4%	「5時間超6時間以下」	: 30. 9%
「6時間超7時間以下」	: 22. 6%	「7時間超」	: 18. 7%		

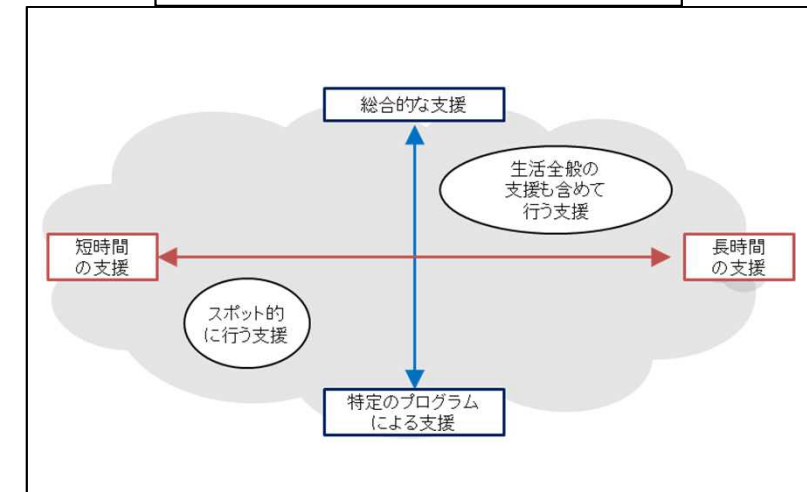
(1)放課後等デイサービスの役割・支援内容等(続き)

- 児童発達支援と異なり、支援時間の長短には一定の傾向があるが、対象が就学児であることもあり、支援内容については、児童発達支援以上に様々となっている可能性がある。

〈1日当たりの時間に着眼したイメージ〉



典型的な児童発達支援の支援イメージ
(第2回検討会資料5より)



- また、報酬の対象と考えた場合に、必ずしも相応しくないと考えられる支援等がされているという指摘については、放課後等デイサービスは、児童発達支援よりも多くの指摘が寄せられている。(※6)

(※6)放課後等デイサービスについて事例が寄せられた自治体は、回答自治体全体の約61%(児童発達支援は約39%)。

(2)放課後等デイサービスの利用状況

- 子どもの出生数は減少傾向にあるところ、放課後等デイサービスの利用児童数は、平成26年度から令和元年度で約2.6倍となっている(このほか、20～44歳の女性の就業率は、平成26年から令和元年にかけて約7%程度上昇、通級による指導を受けている児童生徒数は平成26年度から令和元年度で約1.6倍、放課後児童クラブの利用児童数は、平成26年から令和元年で約1.4倍(利用する障害児数は1.5倍)という状況)。
- 国保連データを見ると、放課後等デイサービスの令和元年度における1ヶ月の利用日数の平均は約12日。また、財務省の令和3年度予算執行調査結果において、決定支給量(日数)別の利用者の分布を見ると、「5日」:6.3%、「10日」:9.0%、「15日」:9.4%、「20日」:6.0%、「23日」:42.7%となっている(注:母数は延べ193,379人)。利用者別の利用時間の分布を見ると、平日は4時間以下の利用が94.2%(うち、1時間超3時間以下の利用が73.0%、1時間以下は9.4%)となっており、休日は5時間超の利用が72.2%となっている。

(3)放課後等デイサービスの利用に係る保護者のニーズ

- 令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究-放課後等デイサービスの在り方-」によると、保護者がサービス利用に際し重視している事項としては、保護者の就労形態(雇用形態、勤務日数)にかかわらず、「子どもの情緒や感性の発達を促進すること」等の項目が重視されており、「長時間預かってくれること」の回答割合は20.9%であった。
- 一方、「長時間預かってくれること」の回答割合について、7歳から9歳の子どもの保護者の回答割合は26.5%(n=147)、10歳から12歳の子どもの保護者の回答割合は30.0%(n=100)、13歳以上の子どもの保護者の回答割合は34.1%(n=88)と、就学後は年齢があがるにつれて、「長時間預かってくれること」を重視している者の割合が多かった(なお、就学前の、4歳から6歳の子どもの保護者で、保育所・認定こども園・幼稚園との併用が無い保護者の回答割合は28.1%(n=267))。
(注)この集計上は就労の有無で分けていないので、就労を背景として「長時間預かってくれること」が選択されているかは確認できない。

(3)放課後等デイサービスの利用に係る保護者のニーズ(続き)

- 財務省の予算執行調査結果によると、平日の平均利用時間が3時間超(15～16時にサービスを開始すると仮定すれば、18～19時までの利用)の事業所は17.6%となっている(なお、「令和2年(2020年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」によると、放課後児童クラブで、平日に開所しているクラブに占める、18時半を超えて開所しているクラブの割合は57.8%(令和2年7月時点))。

(4)インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携

(注)ここでは放課後等デイサービスに係る論点を整理し、保育所等訪問支援等を含めた論点は別途整理することとする。

- 放課後等デイサービスガイドラインにおいて、放課後等デイサービスの基本的役割として、「子どもの地域社会への参加・包摂(インクルージョン)を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保証する視点が求められるものであり、放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」(※7)としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら、適切な事業運営を行うこと」を示すとともに、報酬においても、利用児童が保育所等に移行したときに加算(※8)を算定できることとしている。

(※7)「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」の第3回(平成26年12月4日)の議論では、「後方支援」には、「① 発達支援が必要な場合、事業所で障害児を受け入れること。」、「② 放課後児童クラブでは出来ないこと、個別の発達支援など併行支援を行うこと。」、「③ 放課後児童クラブ等のスタッフをバックアップすること。」の3つの意味合いを含めているものとされている。

(※8)保育・教育等移行支援加算(障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった場合に500単位を加算(1回のみ)。令和2年度の算定者数合計:67人(国保連データ。注:放課後等デイサービスの利用児童数は243,454人(令和2年度平均))

- 放課後等デイサービス事業所がインクルージョンを推進していく上では、放課後児童クラブ等との関係性の構築や、移行に当たっての支援が不可欠となるが、ガイドラインで基本的役割が示されているところ、具体的にどのような方法で放課後児童クラブ等との連携等に取り組むかについては各事業所に委ねられている。また、前述のとおり、放課後等デイサービスの支援の質自体に指摘がされているところ、現状では、様々な支援・様々な事業所が存在しており、こうした取組も様々なになっていることが想定される。

(4) インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携(続き)

- 放課後等デイサービス事業所における外部機関との連携の状況を見ると、連携自体はされているが、ケースを通じた会議はそれほど多く実施されていない(特に12歳以下)。(※9)

(※9)放課後等デイサービス事業所が連携している外部機関(小学校:74.6%、特別支援学校/特別支援学級:86.4%等)に対して、外部機関を入れたケア会議(半年に1回程度)7歳～9歳(53.8%)、10歳～12歳(49.15%)、13歳～(34.0%)。(出典:令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究－放課後等デイサービスの在り方－」)※ケア会議の実施は児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを含んだ調査結果。

(5) 放課後等デイサービスの対象について

- 放課後等デイサービスは、①学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している、②障害児(原則18歳未満)に対して、③授業の終了後又は(学校の)休業日に行う支援である。

- 平成30年の地方分権提案により、「専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とする」とが提案され、これまで、障害者部会及び障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(※10)において、放課後等デイサービスの対象を専修学校(学校教育法第二百二十四条)や各種学校(同法第三百三十四条)に就学している障害児まで拡大することの是非を検討してきたが、前述のような放課後等デイサービスのそもそもの役割等を議論した上で検討すべきとされた。

(※10)令和2年10月5日の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、【論点】として、

- ・ 学校教育法第1条に規定する「学校」に在籍するか、専修学校又は各種学校に在籍するかによって、障害のある児童への療育の必要性は変わりないと考えられるのではないか。
- ・ 一方で、放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられてきた点も考慮する必要があるのではないか。

との両論をもとに議論を行ったところ、構成員からは、以下のような意見が示された。

- ・ 放課後等デイサービスには、学校と連動した支援の実施が求められる前提がある点からも、制度のあり方自体の議論を行った上で対象拡大を検討した方がよいのではないか。
- ・ 専修学校などの児童を排除することは余りいいことではない。学校と放課後等デイサービスの事業所がしっかりと連携することを条件に、専修学校なども対象に含めるべきではないか。
- ・ そもそも放課後等デイサービスとはどういうものなのかを改めて議論しないと、対象者の拡大にも影響してくるので整理が必要ではないか。
- ・ 学校との連携について多く指摘がされているが、そういうことが果たされ、十分な効果が得られるのか、慎重な議論が必要なのではないか。

(1)放課後等デイサービスの役割・支援内容等

- ガイドラインに示す放課後等デイサービスの役割・支援内容等について、現状の様々なものがある状況を踏まえ、どう考えるか。
 - ・ ガイドラインにおいて、「①子どもの最善の利益の保障」、「②共生社会の実現に向けた後方支援」、「③保護者支援」という基本的役割のもと、基本的姿勢を踏まえた上で、「①自立支援と日常生活の充実のための活動」、「②創作活動」、「③地域交流の機会の提供」、「④余暇の提供」を複数組み合わせることをとされているところ、「児童発達支援ガイドライン」や「放課後児童クラブ運営指針」と比較し、学齢期の障害児の発達支援(本人支援)の内容が十分に示されているかどうか。
 - ・ 基本活動に挙げる4つの活動について、ガイドライン創設時の議論では、事業所単位では4つの活動の全てを行うこととされていたところ、障害児の発達支援として必ずしも相応しくないと考えられるような事例も含めた現状のサービス提供の実態をどう考えるか。(4つの活動等を必ずしもカバーせず一部のプログラムに特化した事業所が多く存在し、個々の子どもの状態等に対するアセスメントが十分ない中で、利用する事業所の得意とする支援に偏ってしまう点はないのか等。)
 - ・ 上記の点も含め、ガイドラインが示している放課後等デイサービスのあり方が、個々の現場で浸透・準拠されているとは必ずしも言えない現状にかんがみ、ガイドラインで示している事項の位置付けをどう考えるか。(とりわけ、放課後等デイサービスの役割・支援内容など根幹に関わる部分についてどう考えるか。)
 - ・ また、こうしたガイドラインに示している放課後等デイサービスの役割・支援内容等が適切に果たされるための報酬や基準等のあり方をどう考えるか。

(2)放課後等デイサービスの利用に係る保護者のニーズ

- 放課後等デイサービスは、障害児につき、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を提供するサービスであるが、保護者のニーズについて、どのように考えるか。
- 保護者の就労実態を踏まえ、支援時間が長くなる児童に対する支援について、支援時間の長短による手間の適切な評価など、支援のあり方をどう考えるか。

(3) インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携

- インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携として、どのような取組が考えられるか。
- 学校(特別支援学校を除く。)や放課後児童クラブ等との連携を強化していくことについてどう考えるか。

(4) 放課後等デイサービスの対象者について

- 放課後等デイサービスの役割・機能の最も中心的なものは、本人支援(発達支援)であると考えられるところ、現行制度では、発達支援が必要であったとしても、学校教育法第一条に規定する学校(具体的には高等学校)に進学しなかった(できなかった)障害児は対象とならない。
このような、高等学校に進学しなかった(できなかった)18歳未満の児であって、通所による発達支援を特に必要とする障害児としてどのような具体像が想定されるか。
 - また、上記に該当する障害児に対し、放課後等デイサービスにおいて発達支援を提供すべきか。また、その場合の留意点等はないか。
 - ※ なお、現行制度では、児童発達支援は制度上18歳まで利用できることとされているが、令和3年3月の国保連データによると、利用児童の99%以上が7歳未満であり、児童の成長・発達支援に重要である同年代の児童同士の交流は困難である場合が多いと考えられる。
 - ※ また、現行制度では、15歳以上の児の場合、児童福祉法及び障害者総合支援法によるいわゆる「者みなし」により、生活介護を利用することが可能であるが、同様に、同年代の児童同士の交流は困難であると考えられる。
 - ※ 放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられ、ガイドラインにおいても放課後等デイサービス事業所と学校との連携するための取組(※11)を行うことを求めているが、こうした学校等との連携の必要性等についてどのように考えるか。
- (※11)放課後等デイサービス計画と「個別の教育支援計画」の内容を共有し合う、送迎時の対応についての事前調整、学校への行事の積極的な参加等。

障害児の発達支援として必ずしも相応しくないと考えられる事業運営・支援内容の具体例 (令和3年6月自治体アンケート結果・放課後等デイサービス)

支援内容の多様性を否定しないものの、都道府県・指定都市・中核市の担当者の目線で見ただけの場合に、管内の児童発達支援事業所(児童発達支援センター含む)及び放課後等デイサービス事業所において実際に行われている又は行われていた事業運営・支援内容であって、法令違反ではないものの障害福祉サービス等報酬の対象として必ずしも相応しくないと考えられるものについて、理由を付して回答を求めた。

その結果、

- ① 支援内容が安全な預かりに偏っており、発達支援が適切に行われていないと見られるもの
- ② 学校の宿題をみる等、支援内容が学習塾的な支援に偏っていると見られるもの
- ③ (学習塾以外の)一般的な習い事とほとんど変わらない支援を行っていると思われるもの

といった事例が寄せられた。

①安全な預かりに偏っていると見られる事例

運営・支援内容	理由
児童にゲーム・DVD等を与えて遊ばせる、おやつを与えるといった支援しか行われていない。	単なる児童の“預かり”になっており、居場所の提供や保護者のレスパイト的な役割は果たせているかもしれないが、それだけでは放課後等デイサービスの基本方針である「生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援」を行っていないと思われる。
昼夜逆転している児童に対し、事務所のソファで寝かせるだけにしている。	放課後等デイサービスにおいて提供すべき支援とはいえないと思われる。

等

②学習塾的な支援に偏っていると見られる事例

運営・支援内容	理由
放課後等デイサービスの他に、同一法人において学習塾を運営している。学習塾とエリアは分かれているが、支援内容は学校の宿題が中心。	支援内容は学習支援ではあるが、障害特性に配慮した課題等が提供されている訳でもなく、学習塾や放課後児童クラブと同様の内容となっていると思われる。
学習塾を経営している会社が放課後等デイサービス事業所を運営しているが、学習塾の(一般児童向けの)教材やプリントをやらせようとするケースがある。	塾の教材やプリントでは、個々の障害児の特性に合わせた支援をすることは困難だと思われる。
利用児童の受験対策や資格取得を目指すための指導を行っている。中には進学率を売り文句にする事業所も存在する。	放課後等デイサービスは「生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流その他の支援」を行う事業であり、学習塾や資格取得の学校ではなく、また、私費で利用する学習塾と区別できないと思われる。

等

③習い事と変わらない支援を行っていると思われる事例

運営・支援内容	理由
放課後等デイサービスの他にフリースクールを運営している法人において、同一の施設内でどちらのサービスも提供しており、支援内容や活動場所も明確な線引きがない。	フリースクールと法定サービスである放課後等デイサービスの支援内容等が混同しており、支援内容についても、フリースクールの内容と変わらないと思われる。
プログラミングの技術指導を行っている。	放課後等デイサービスにおいて提供すべき支援の内容とはいいい難く、偏った発達を促すおそれもあると思われる。
絵画のみ、サッカーのみ、音楽のみを実施している。 また、ICT訓練と称してパソコンやタブレットに慣れさせるだけの支援を行っている。	個別の障害児の状況に応じた発達支援とはいいい難く、一般的なカルチャースクール等と区別ができないと思われる。

等

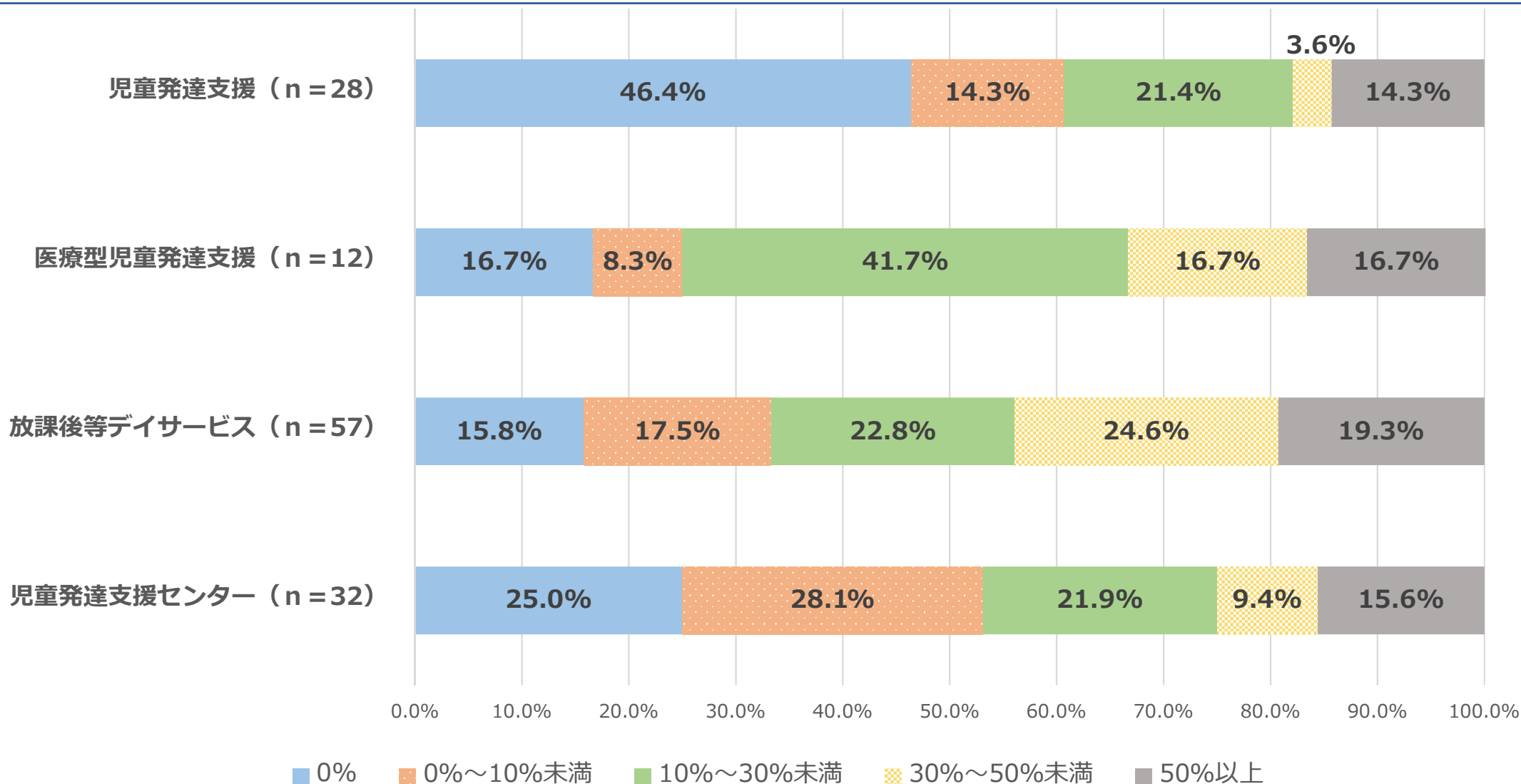
④その他の事例

運営・支援内容	理由
サービス提供時間のほとんどを送迎が占めており、実質的に送迎を目的としたような利用形態である。	報酬に見合った発達支援の時間が確保できていないと思われる。
スキー場のスキー教室やボウリング場、カラオケや映画館に連日連れて行っている事業所や、市民体育館等の利用が常態化している事業所がある。	単にレジャー施設で過ごしているだけと思われる事例もあり、利用児童の個別的な状態に沿った支援内容とはいえないと思われる。 また、主たる支援場所が指定を受けていない場所となるということは、障害児の安全に配慮した設備要件が有名無実化することになると思われる。
個別支援計画の達成目標について、具体性を欠き、目標達成のために何を行っているのかが不明瞭な状態となっている。また、どの利用者についても同じような達成目標となっており、それぞれの利用者に合わせた目標設定が行われているのかが不明瞭な場合がある。	支援内容が漫然かつ画一的となり、障害児の心身の状況等に応じた支援が提供できないおそれがあると思われる。
土日のプログラムとして、毎週のように入場料や利用料のかかる施設や小旅行に遊びに連れて行っている。	プログラムの内容から、もともと土日の利用予定でない利用者の利用希望もあるため、定員超過が生じがちとなっている。 また、毎週のように車で遊戯施設に出かけることで、家庭での余暇の過ごし方が身につかない恐れがあり、通常の児童の週末の過ごし方として不適当と思われる。
訓練のメニューとして近隣の店舗から「厚意で」軽作業を提供され、併せて「児童が達成感を得るため」として店舗から作業代金を受領しており、作業代金から消耗品費を差し引いた金額を児童に「お手当」として支給していた。	実質的な児童就労と見られかねないと思われるため。

等

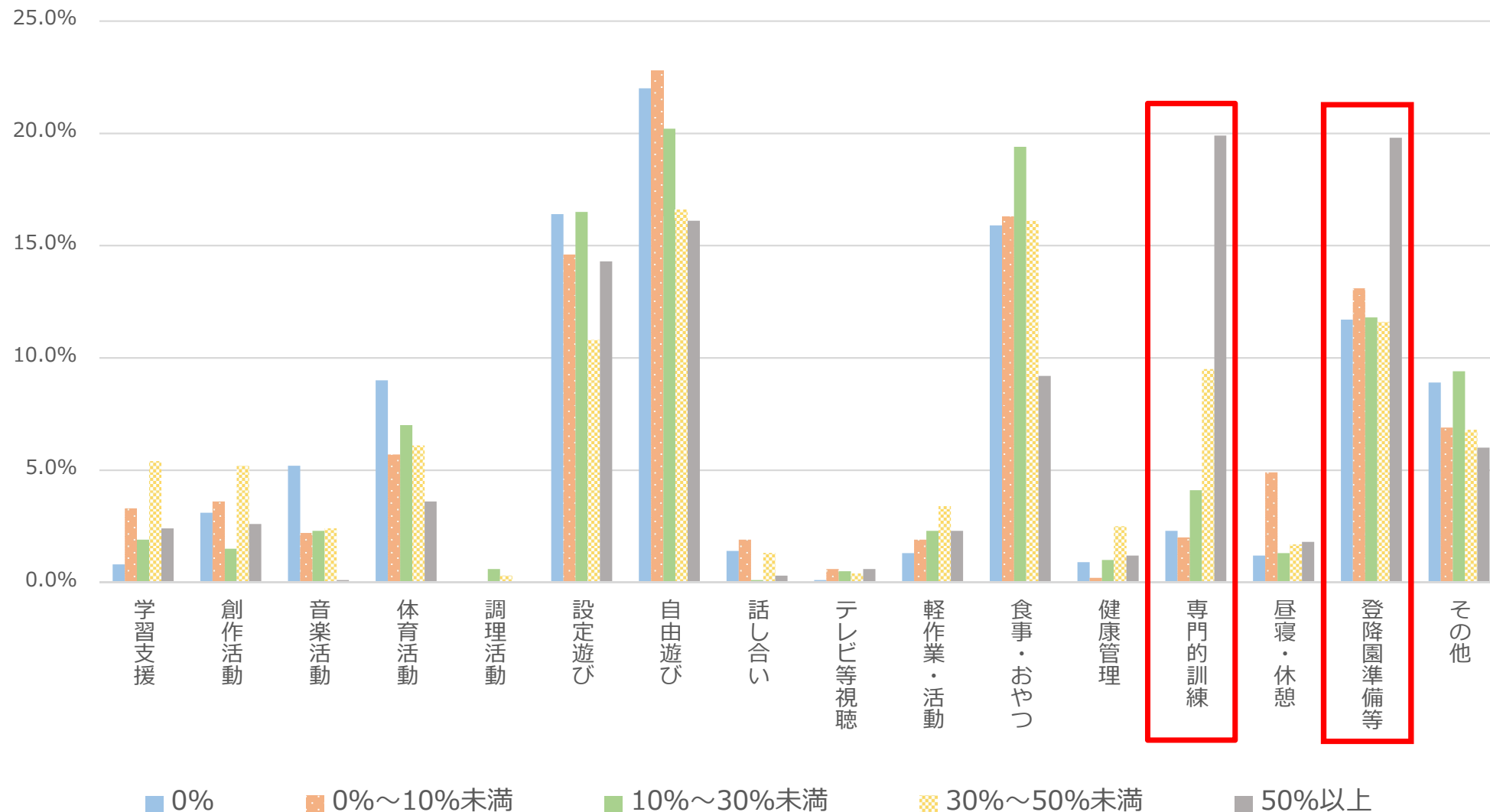
事業所が提供する全活動時間に占める個別活動（児童1人に対し職員1人が対応する活動）時間の割合についてタイムスタディ調査を実施したところ、2割前後の事業所は個別活動を全く（0%）実施していなかった。特に、児童発達支援事業所では約半数が個別活動を実施していない。

なお、個別活動の実施割合と更衣・排せつ等の直接介助の実施割合との間には相関は見られなかった。



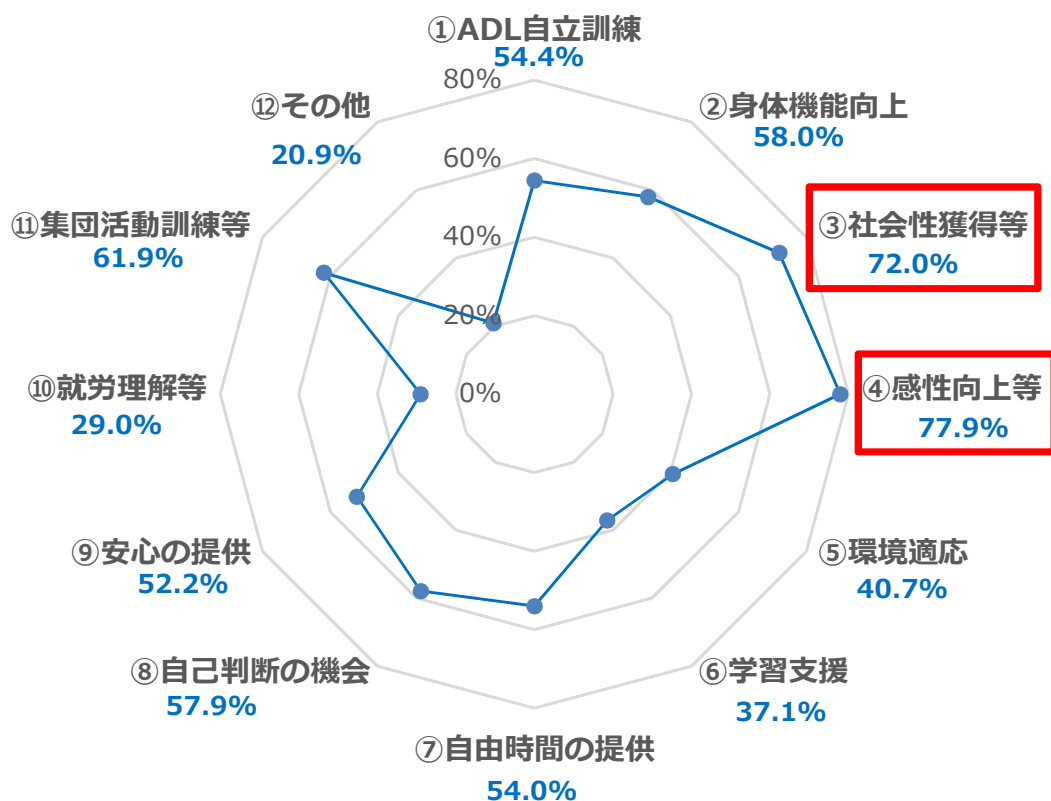
タイムスタディ調査から個別活動の具体的な内容をみると、遊びと食事・おやつの時間が多くを占める事業所が多かった。
また、個別活動を多く（全支援時間の50%以上）実施している事業所では、専門的訓練と登降園準備等に多くの時間を割いている。

(個別活動全体に占める各活動の割合)



障害児通所支援事業所を利用する児童の保護者に対して実施したアンケート調査では、③社会性やコミュニケーションスキルの獲得、④感性と表現力の向上を重視している保護者が多かった。

なお、母親の就労形態（正規・非正規の別、土日祝日勤務の有無等）との相関関係は見られなかった。



(各項目の内容)

- ① 基本的なADLの自立訓練
- ② 身体機能の向上
- ③ 社会性やコミュニケーションスキルの獲得
- ④ 感性と表現力の向上
- ⑤ 身近な環境へのかかわり
- ⑥ 学習教材や宿題等への取組、学習支援
- ⑦ 本人が自由に過ごせる時間の提供
- ⑧ 本人自身が将来や関心について考える機会
- ⑨ 安心安全が確保されたリラックスできる場の提供
- ⑩ 働くことの理解や働く場との接点の提供
- ⑪ 集団での活動への慣れや訓練
- ⑫ その他

※ 複数回答可。各項目の選択率を%で表示

障害児通所支援事業所において提供されている主な発達支援等

障害児通所支援の在り方に関する検討会

第1回(R3.6.14)

資料3

令和2年度に障害児通所支援事業所に対して実施したタイムスタディ調査における発達支援等の提供時間（支援の提供総時間に占める各支援の提供時間の割合）は下表の通り。

	年齢	平日		休日	
		短時間(4時間未満)利用	長時間(4時間以上)利用	短時間(4時間未満)利用	長時間(4時間以上)利用
児童発達支援	0～3歳	自由遊び 20.6% 登降園準備等 19.4% 設定遊び 17.3%	食事・おやつ 17.5% 自由遊び 16.6% 設定遊び 11.6%	(調査に該当なし)	(調査に該当なし)
	4～6歳	自由遊び 23.2% 設定遊び 19.1% 登降園準備等 18.1%	自由遊び 19.6% 食事・おやつ 18.4%	(調査に該当なし)	(調査に該当なし)
医療型児童発達支援	0～3歳	食事・おやつ 30.5% 専門的訓練 19.1% 設定遊び 13.2% 自由遊び 11.7%	食事・おやつ 15.4% 昼寝・休憩 13.4% 設定遊び 11.6% 専門的訓練 9.5%	(調査に該当なし)	(調査に該当なし)
	4～6歳	設定遊び 31.5% 食事・おやつ 27.1%	食事・おやつ 18.1% 設定遊び 15.8% 自由遊び 11.8% 昼寝・休憩 10.0%	(調査に該当なし)	(調査に該当なし)
児童発達支援センター	0～3歳	登降園準備等 19.2% 設定遊び 16.0%	自由遊び 20.9% 食事・おやつ 17.6% 設定遊び 11.7%	(調査に該当なし)	(調査に該当なし)
	4～6歳	設定遊び 23.6% 登降園準備等 20.8% 自由遊び 19.6%	自由遊び 20.9% 食事・おやつ 17.6% 設定遊び 11.7%	自由遊び 23.4% 食事・おやつ 15.7% 登降園準備等 14.9% 体育活動 11.9%	(調査に該当なし)
放課後等デイサービス	7～12歳	自由遊び 23.6% 登降園準備等 17.3% 食事・おやつ 10.7%	設定遊び 22.7% 自由遊び 13.5% 食事・おやつ 14.3% 学習支援 10.5%	設定遊び 24.2% 専門的訓練 19.3% 登降園準備等 14.9%	自由遊び 31.4% 食事・おやつ 10.7% 軽作業・活動 12.7%
	13歳～	登降園準備等 17.3% 自由遊び 23.6% 食事・おやつ 10.7% 設定遊び 10.2%	(調査に該当なし)	専門的訓練 46.3% 登降園準備等 13.4% 自由遊び 10.0%	自由遊び 25.3% 軽作業・活動 15.5% 食事・おやつ 11.4%

総 括 調 査 票

調査事業名	(17) 障害福祉サービス等（障害児通所支援）			調査対象 予算額	令和元年度：280,993百万円の内数 (参考 令和3年度：383,501百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	障害保健福祉費	調査主体	共同
組織	厚生労働本省			目	障害児入所給付費等負担金	取りまとめ財務局	(関東財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

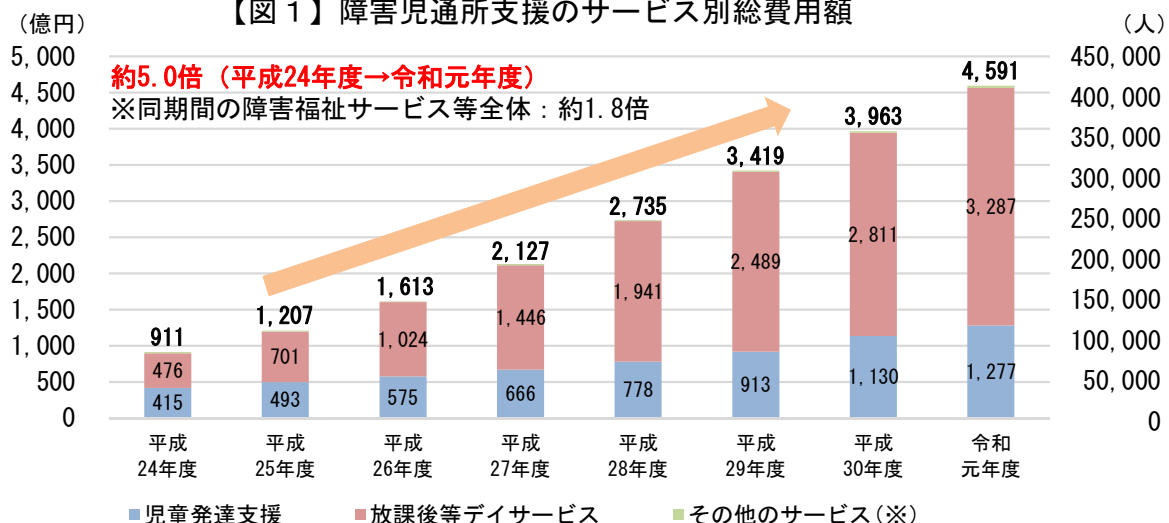
障害福祉サービス等報酬とは、障害者や障害児に福祉サービスを提供する事業者により、その対価として支払われるサービス費用である。サービスの種類によって、提供に係る人件費や物件費といった費用が異なることを踏まえ、サービスの種類ごとに基本報酬単価が定められており、各事業所のサービス提供体制等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

障害福祉サービス等のうち、障害児通所支援とは、児童発達支援や放課後等デイサービス等を指し、児童発達支援は、主に未就学の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うサービスであり、放課後等デイサービスは、就学中の障害児に対して、授業終了後や休暇中における生活能力向上のための訓練や社会との交流等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するサービスである。

障害福祉サービス等に係る総費用額や利用者数は、全体として近年増加してきているが、障害児通所支援について見るとその伸びは著しく、障害福祉サービス等全体の総費用額・利用者数の伸びを大きく上回っている。【図1、図2】

児童発達支援や放課後等デイサービスは、営業時間に応じた報酬設定となっているものの、利用者ごとのサービス利用時間は考慮されない仕組みとなっていることから、利用者ごとのサービス利用時間等を分析することにより、現行の報酬設定の妥当性について検証する。また、利用者ごとの1月当たりの利用日数（支給量）については、市町村が利用者の状態等を勘案して決定することになっているが、市町村によって決定された支給量に差異がないか検証する。

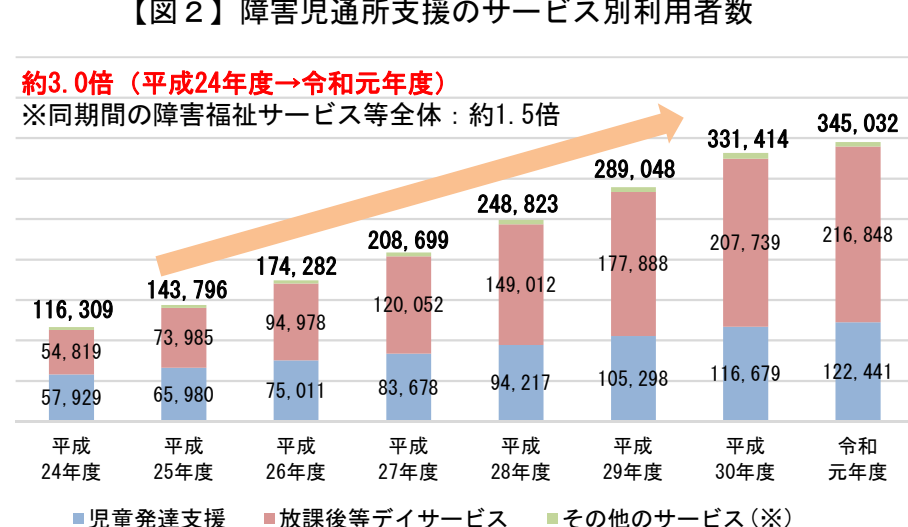
【図1】障害児通所支援のサービス別総費用額



(※) 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報

【図2】障害児通所支援のサービス別利用者数



(※) 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報（各年度3月）

②調査の視点

1. 放課後等デイサービス・児童発達支援におけるサービスの利用状況

放課後等デイサービス・児童発達支援の基本報酬については、利用者ごとのサービス提供時間が考慮されていないため、利用者ごとのサービス利用時間等を分析することにより、現行の報酬設定の妥当性について検証を行った。



【調査対象年度】
令和元年度
(令和元年10月サービス提供分)

【調査対象先数】
・都道府県
・政令指定都市、中核市
・令和元年10月における児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用者数が上位10位までの市町村（特別区含む）

調査対象先数：521箇所
回答数：515箇所
回答率：98.8%

③調査結果及びその分析

1ー①. 放課後等デイサービスにおけるサービスの利用状況

(1) 営業時間に応じた報酬設定

放課後等デイサービスの報酬については、営業時間に応じた設定となっており、営業時間が短い事業所については、人件費等のコストを踏まえ、通常より低い基本報酬が設定（または基本報酬が減算）されている。その一方で、利用者ごとのサービスの利用時間は考慮されない報酬体系となっている。【表1】

【表1】放課後等デイサービスにおける営業時間別基本報酬

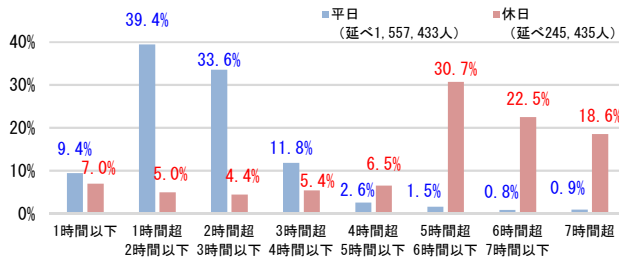
営業時間	平日（授業終了後）		休日（学校休業日）		
	3時間以上	3時間未満	6時間以上	4時間以上6時間未満	4時間未満
基本報酬	604単位	591単位	721単位	15%減算	30%減算

※重症心身障害児（以下「重心児」という）以外を対象とする利用定員10人以下の事業所において、医療的ケア児以外の障害児に支援を行う場合。
※令和3年度報酬改定後の単価

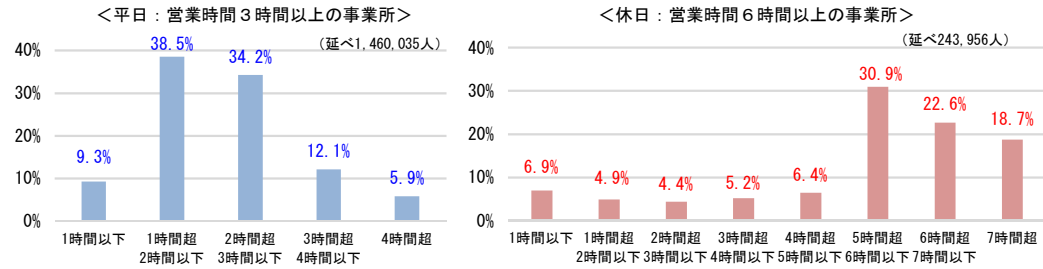
(2) 利用者別・事業所別のサービス利用時間の実態

- ・利用者ごとの利用時間については、平日・休日ともに大きなバラツキがあり、1時間以下の短時間利用から7時間を超える長時間利用まで、多様な利用実態となっている。【図3】
- ・事業所ごとの平均利用時間にも大きなバラツキがあり、例えば休日における平均利用時間が7時間超の事業所が全体の約15%を占める一方、1時間以下の事業所も約5%を占めるなど、事業所ごとのサービス提供実態に大きな差異が生じている。【図5】
- ・上記の傾向は、営業時間の長い事業所においても同様であり、現行の報酬設定では、利用時間に大きな差異があった場合でも同額の報酬となるため、サービス提供に係るコストを適切に反映できていない可能性がある。【図4、図6】

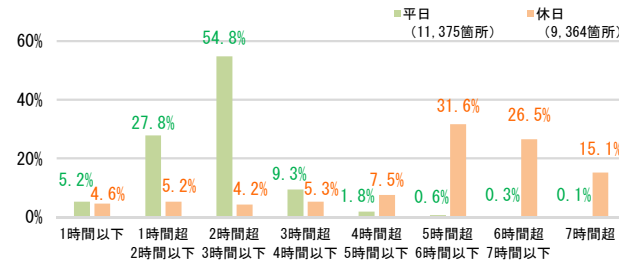
【図3】利用時間別の利用者の分布（全体）



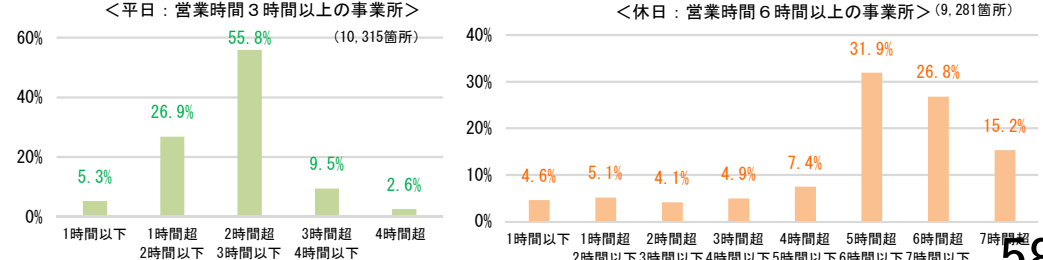
【図4】利用時間別の利用者の分布（営業時間の長い事業所）



【図5】平均利用時間別の事業所の分布（全体）



【図6】平均利用時間別の事業所の分布（営業時間の長い事業所）



総 括 調 査 票

調査事業名 (17) 障害福祉サービス等(障害児通所支援)

③調査結果及びその分析

1-②. 児童発達支援におけるサービスの利用状況

(1) 営業時間に応じた報酬設定

児童発達支援の報酬については、営業時間に応じた設定となっており、営業時間が短い事業所については、人件費等のコストを踏まえ、基本報酬が減算される仕組みとなっている。その一方で、利用者ごとのサービスの利用時間は考慮されない報酬体系となっている。

【表2】

【表2】児童発達支援における営業時間別基本報酬

事業所類型	児童発達支援センター（以下「センター」という）			児童発達支援センター以外（以下「その他の事業所」という）		
	営業時間 6時間以上	4時間以上6時間未満	4時間未満	6時間以上	4時間以上6時間未満	4時間未満
基本報酬	1,086単位	15%減算	30%減算	754単位	15%減算	30%減算

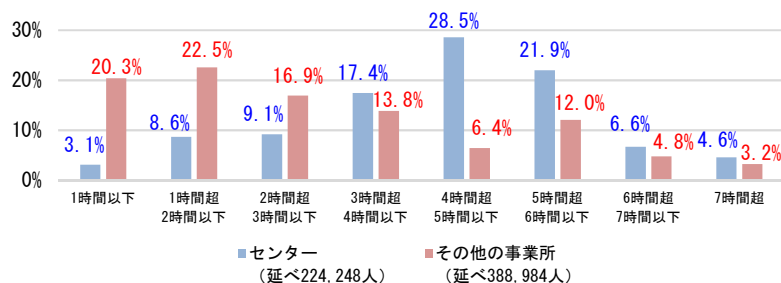
※「センター」は、重心児・難聴児以外を対象とする利用定員30人以下の事業所において、医療的ケア児以外に支援を行う場合。
「その他の事業所」は、重心児以外（主に未就学児）を対象とする利用定員10人以下の事業所において、医療的ケア児以外に支援を行う場合。

※令和3年度報酬改定後の単価

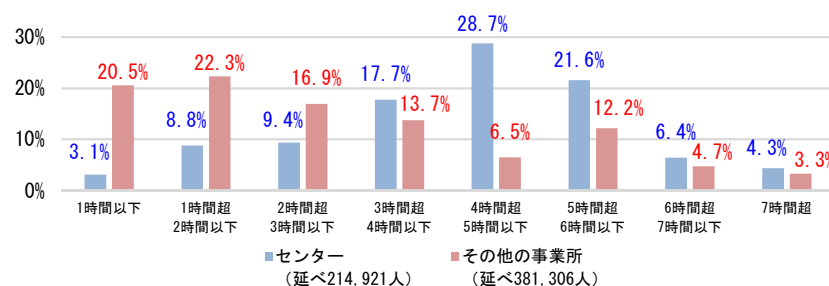
(2) 利用者別・事業所別のサービス利用実態

- ・利用者ごとの利用時間については、センター・その他の事業所ともに大きなバラツキがあり、1時間以下の短時間利用から7時間を超える長時間利用まで、多様な利用実態となっている。【図7】
- ・事業所ごとの平均利用時間にも大きなバラツキがあり、特にその他の事業所では、平均利用時間が6時間超の事業所が全体の約7%を占める一方、1時間以下の事業所が約13%を占めるなど、事業所ごとのサービス提供実態に大きな差異が生じている。【図9】
- ・上記の傾向は、営業時間の長い事業所においても同様であり、現行の報酬設定では、利用時間に大きな差異があった場合でも同額の報酬となるため、サービス提供に係るコストを適切に反映できていない可能性がある。【図8、図10】

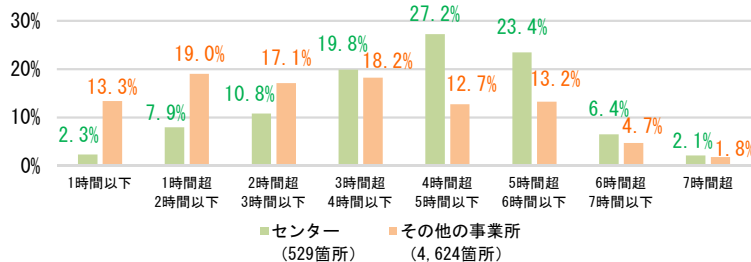
【図7】利用時間別の利用者の分布（全体）



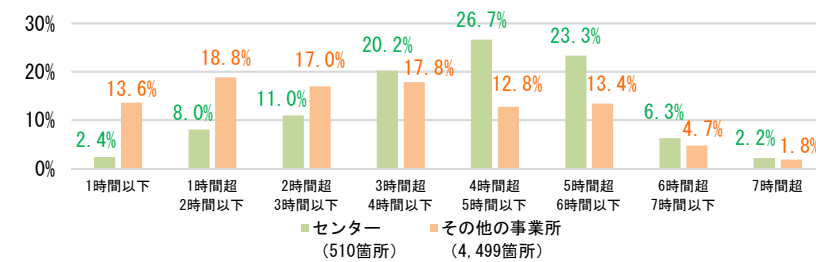
【図8】利用時間別の利用者の分布（営業時間6時間以上の事業所）



【図9】平均利用時間別の事業所の分布（全体）



【図10】平均利用時間別の事業所の分布（営業時間6時間以上の事業所）



④今後の改善点・検討の方向性

1. 放課後等デイサービス・児童発達支援におけるサービスの利用状況

利用者ごとの利用時間や事業所ごとの平均利用時間に大きなバラツキがあることに鑑み、サービス提供に係るコストが適切に報酬に反映されるよう、サービスの質も踏まえつつ、利用時間の実態を勘案した報酬体系への見直しを検討するべきである。

総 括 調 査 票

調査事案名 (17) 障害福祉サービス等（障害児通所支援）

②調査の視点

2. 市町村における支給決定の状況

利用者ごとの1月当たりの利用日数（支給量）については、市町村が利用者の状態等を勘案して決定することになっているが、市町村によって決定された支給量に差異が生じていないか、検証を行った。

【調査対象年度】
令和元年度
(令和元年10月において有効な支給決定)

【調査対象先数】
・政令指定都市、中核市
・令和元年10月における児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用者数が上位10位までの市町村（特別区含む）

調査対象先数：474箇所
回答数：471箇所
回答率：99.4%

③調査結果及びその分析

2. 市町村における支給決定の状況

(1) 市町村における支給決定の考え方

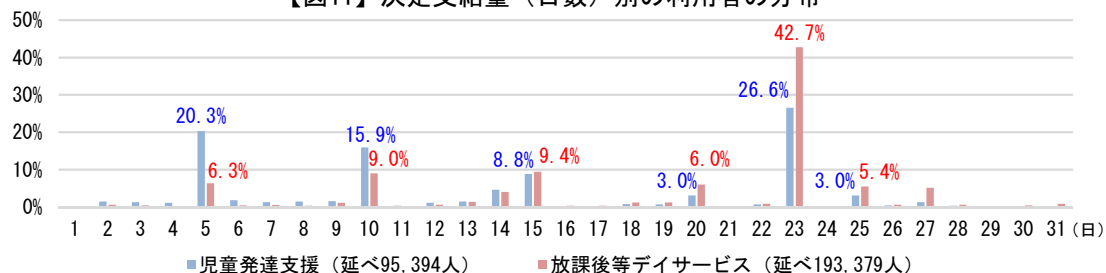
障害児通所支援の支給決定に当たっては、市町村が利用者ごとに適切な1月当たりの利用必要日数（支給量）を定めることとされているが、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するため、支給量の上限は、原則として、各月の日数から8日を控除した日数とされている。（平成28年3月7日厚生労働省通知）

（注）ただし、障害児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の上限日数を超えて利用することが可能。

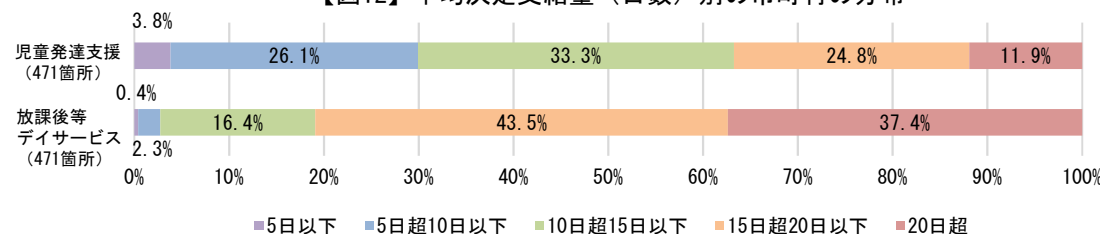
(2) 利用者別・市町村別の決定支給量

- ・利用者ごとの1月当たりの決定支給量は、原則の上限日数である23日の割合が高くなっており、特に、放課後等デイサービスについては、決定支給量が23日である利用者が4割超となっており、高い割合を占めている。【図11】
- ・市町村別の平均決定支給量について、大きな地域差が見られる。例えば、放課後等デイサービスについては、平均決定支給量が15日以下の市町村が約2割存在する一方で、20日超である市町村が約4割となっており、市町村ごとに大きなバラツキがある。また、全利用者に占める「決定支給量が23日以上の利用者」の割合が高い市町村が一定程度存在していることから、各市町村における支給量の決定が、必ずしも個々の利用者の発達支援のニーズに沿ったものになっていない可能性がある。【図12、表3】

【図11】決定支給量（日数）別の利用者の分布



【図12】平均決定支給量（日数）別の市町村の分布



④今後の改善点・検討の方向性

2. 市町村における支給決定の状況

各市町村における支給量の決定が、個々の利用者の発達支援のニーズに沿ったものになっているかどうか、その妥当性を検証した上で、より利用者のニーズに基づいた支給決定を行うための具体的な基準の設定を検討するべきである。

【表3】全利用者に占める「決定支給量が23日以上の利用者」の割合が高い市町村

	児童発達支援 (471箇所)	放課後等 デイサービス (471箇所)
100%の市町村	15箇所 (3.2%)	17箇所 (3.6%)
90%以上の市町村	28箇所 (5.9%)	63箇所 (13.4%)
80%以上の市町村	47箇所 (10.0%)	101箇所 (21.4%)
70%以上の市町村	65箇所 (13.8%)	168箇所 (35.7%)

※箇所数は累積値

放課後等デイサービス利用対象児童の拡大に関する検討経緯

平成30年地方分権推進改革提案

<求める措置の具体的内容>

- 現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

<平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）（平成30年12月25日閣議決定）>

- 放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

第99回社会保障審議会障害者部会（令和2年3月4日：持ち回り開催）

<検討の方向性（抜粋）>

- 対象児童の拡大に伴う財政影響等を考慮せず、報酬改定の議論の枠外で対象拡大の要否について結論を出すことは、放課後等デイサービス全体の報酬のあり方に影響を与える恐れがある。
- 放課後等デイサービスの利用対象として専修学校に通う児童を新たに追加することについて現時点では困難と暫定的に結論付けたうえで、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、放課後等デイサービスの報酬のあり方全体の中で検討することとしてはどうか。

第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（令和2年10月5日）

<検討の方向性（抜粋）>

- 提案自治体の意見にもあるとおり、学校教育法第1条に規定する「学校」に在籍するか、専修学校又は各種学校に在籍するかによって、障害のある児童への療育の必要性は変わらないと考えられるのではないか。
一方で、放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられてきた点も考慮する必要があるのではないか。

第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(令和2年10月5日)

※ 第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チームで頂いたご意見を事務局において整理したもの

<主な意見>

- 中学卒業後に多様な道を選ぶ障害児が増えている中で、今後使えるサービスを検討していく必要がある。放課後等デイサービスには、学校と連動した支援の実施が求められる前提がある点からも、制度のあり方自体の議論を行った上で対象拡大を検討した方がよいのではないか。
- 放課後等デイサービスの対象拡大について、専修学校などの児童を排除することは余りいいことではない。学校と放課後等デイサービスの事業所がしっかりと連携することを条件に、専修学校なども対象に含めるべきではないか。
- 放課後等デイサービスは何を行う場所であるのかという方向性が、社会情勢も含めて変わってきている。保護者のレスパイトや一時預かりということがメインになるような傾向がある。そもそも放課後等デイサービスとはどういうものなのかを改めて議論しないと、対象者の拡大にも影響してくるので整理が必要ではないか。
- 放課後等デイサービスは、余りにも多様化している中で、できた当初の目的に沿おうとして、いろんな矛盾が生じているのではないか。その象徴的な論点として、各種学校等に通っている方たちの受け入れということがあるのではないか。そのニーズがあるという場合に、何らかのサービスを提供しなければいけないと思うが、できた当初にその事業が想定していた範囲を超えるようなサービスを求められる場合がある。学校との連携について多く指摘がされているが、そういうことが果たされ、十分な効果が得られるのか、慎重な議論が必要なのではないか。
- 障害児を受け入れている専修学校、各種学校に幾つかヒアリング等を行って、どのような連携が障害児の方の自立につながるか、つまり、専修学校、各種学校に放課後等デイサービスのニーズがあるのかどうか。学校側の意見も聞いて、慎重な検討の参考にするとよいのではないか。

検討の方向性

報酬改定検討チームの意見も踏まえ、放課後等デイサービスが果たすべき役割等、制度のあり方を検討する中で、本論点についても検討すべきではないか。

【論点2】 放課後等デイサービスの対象拡大

社会保障審議会障害者部会

第102回 (R2. 11. 9)

資料 1

第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
(R2.10.5) 資料2抜粋

現状・課題

- 平成30年地方分権改革推進提案において、放課後等デイサービスの利用対象について、現行の「学校」に加え、専修学校に通う児童を対象とするよう提案が出されている。

・児童福祉法第6条の2の2 第4項

4 この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

※ 提案自治体等からの意見では、中学卒業後に、高校に進学せずに、専修学校等へ進学した障害児が念頭に置かれており、具体的には、以下のような意見が付されている。

- ・障害児の進学先等で、放課後等デイサービスの利用ができないことのないよう、公平に市民対応できるように改善して欲しい
- ・中学卒業後に、高校に進学しなかった(できなかった)障害児についても、療育が必要であれば、利用できるようにすべき
- ・インターナショナルスクール等に在籍する児童で、放課後等デイサービスが利用できなかった事例がある

等

- 提案も踏まえ、令和元年度障害者総合福祉推進事業「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究」における市町村を対象としたアンケートの中で、専修学校・各種学校に対象を広げることに関する調査を実施(有効回答率61.9%)。

- ・中学卒業後、放課後等デイサービスの利用を希望したが、専修学校・各種学校に進学したため、放課後等デイサービスの利用が終結した利用者の有無: 有り1.6%(放課後等デイサービス利用者で中学卒業者のあった自治体n=788のうち、13自治体)
- ・中学卒業後、放課後等デイサービスの利用を継続するために、専修学校・各種学校に進学をしなかった利用者の有無: 有り0.3%(放課後等デイサービス利用者で中学卒業者のあった自治体n=788のうち、2自治体)
- ・専修学校、各種学校に在籍しているが、放課後等デイサービスの利用希望がある児童の有無: 有り2.7%(回答自治体n=1078のうち、29自治体)
- ・専修学校・各種学校の在籍児童を対象とすべきと回答した市町村: 18.4%(どちらともいえないが69.2%)

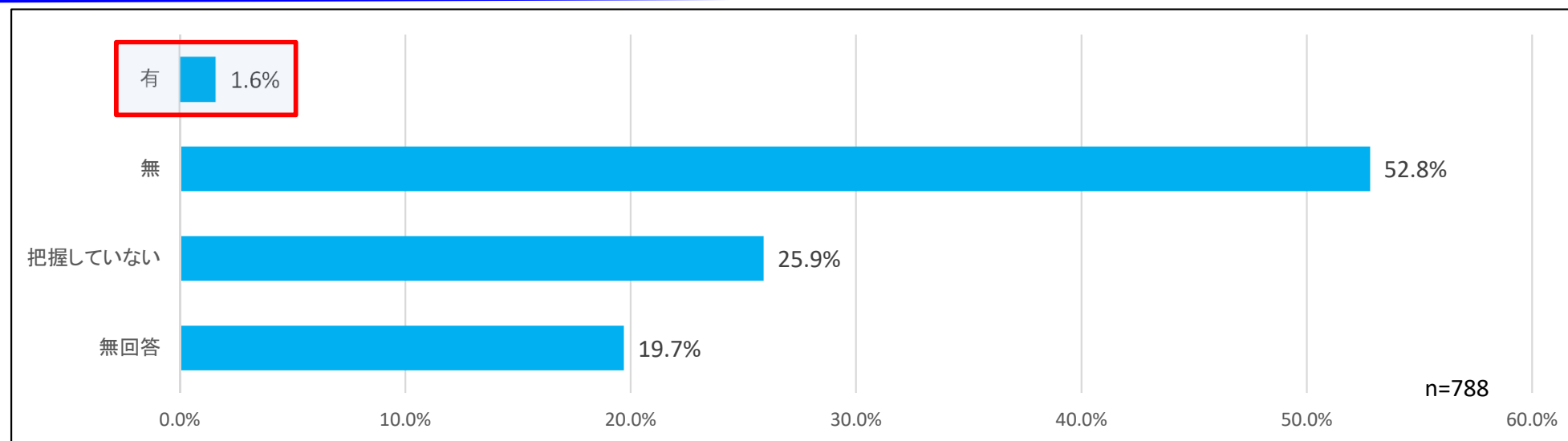
論 点

- 平成30年地方分権改革推進提案を踏まえ、専修学校・各種学校に通う児童を放課後等デイサービスの対象に加えることについて、どう考えるか。

検討の方向性

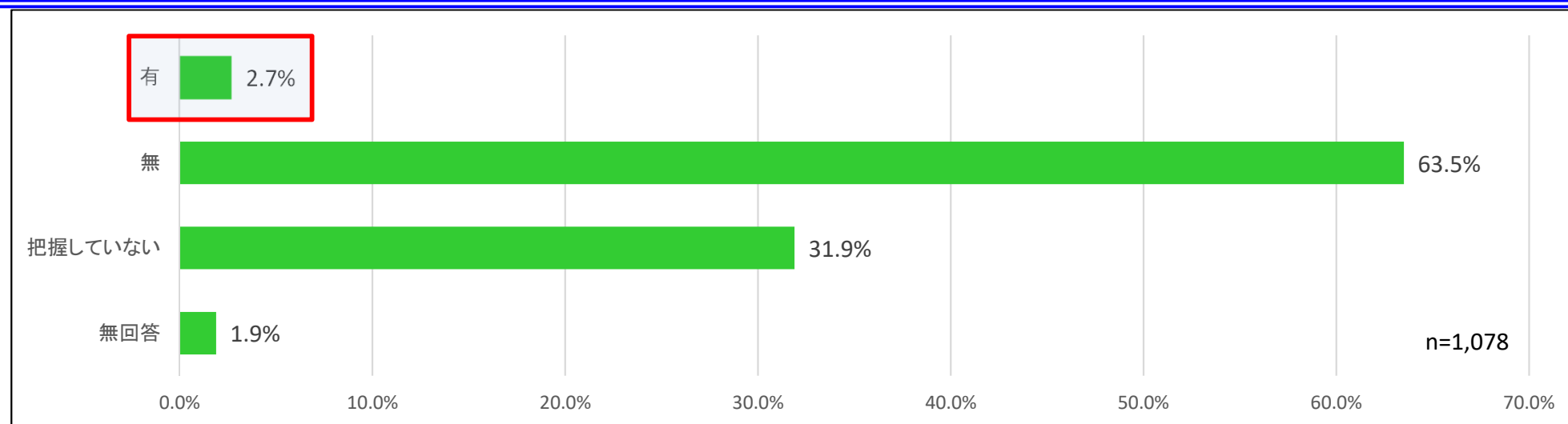
- 提案自治体の意見にもあるとおり、学校教育法第1条に規定する「学校」に在籍するか、専修学校又は各種学校に在籍するかによって、障害のある児童への療育の必要性は変わりないと考えられるのではないか。
一方で、放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられてきた点も考慮する必要があるのではないか。
- これらの点や、調査研究の結果も踏まえ、専修学校又は各種学校に通う児童を放課後等デイサービスの対象に加えることについて、どう考えるか。

放課後等デイサービス利用が終結した利用者の有無

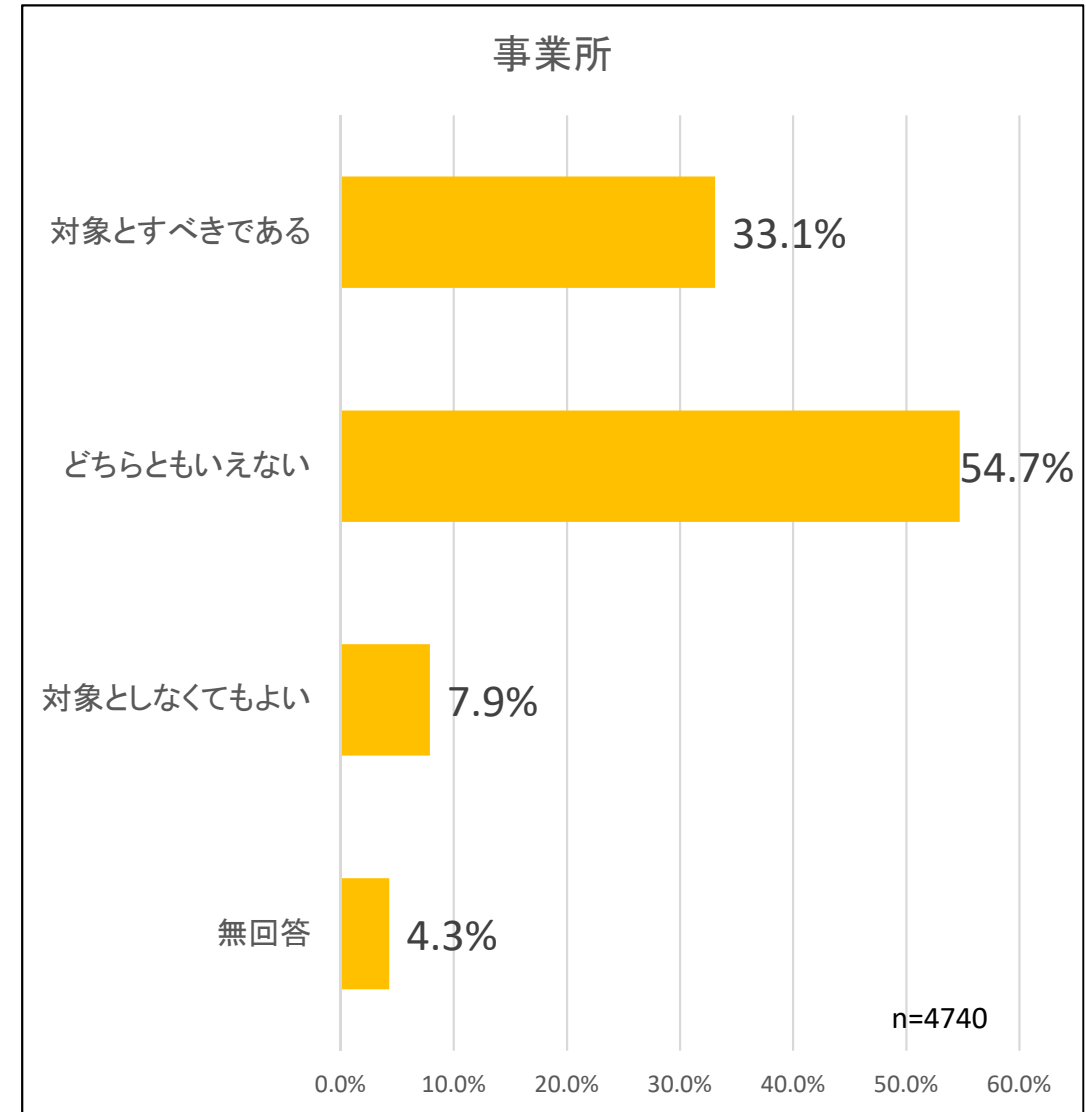
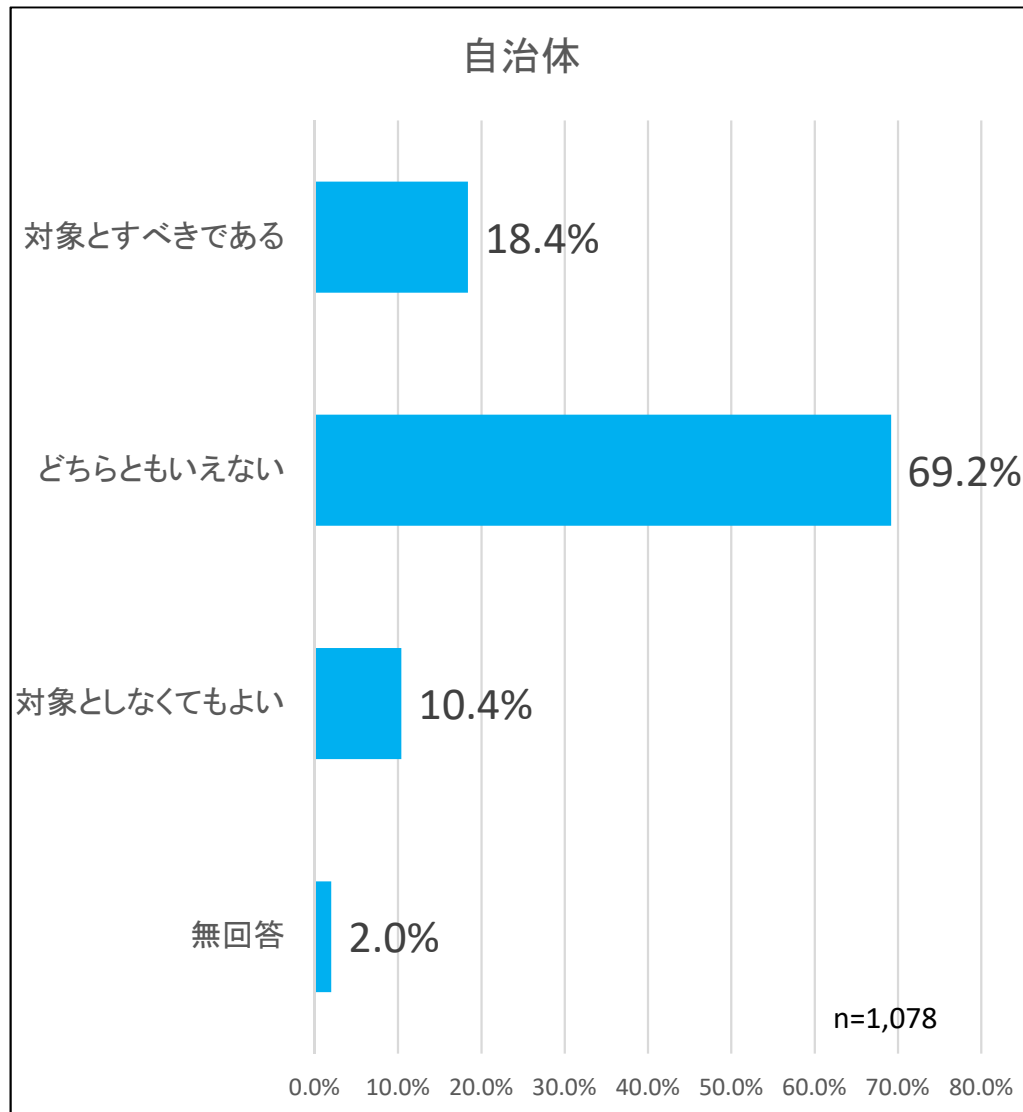


※ 利用者「有り」の自治体が1.6% (13自治体、平均2.54人)、調査有効回答率(61.9%)に基づいて、単純にこのまま専修学校・各種学校に対象を拡大したとすると、財政影響は約8千万円程度(費用ベース)と推計。

専修学校・各種学校に在籍しているが、放課後等デイサービスの利用希望がある児童の有無



対象となっていない専修学校・各種学校の在籍児童を、放課後等デイサービスの利用者としてすることについて

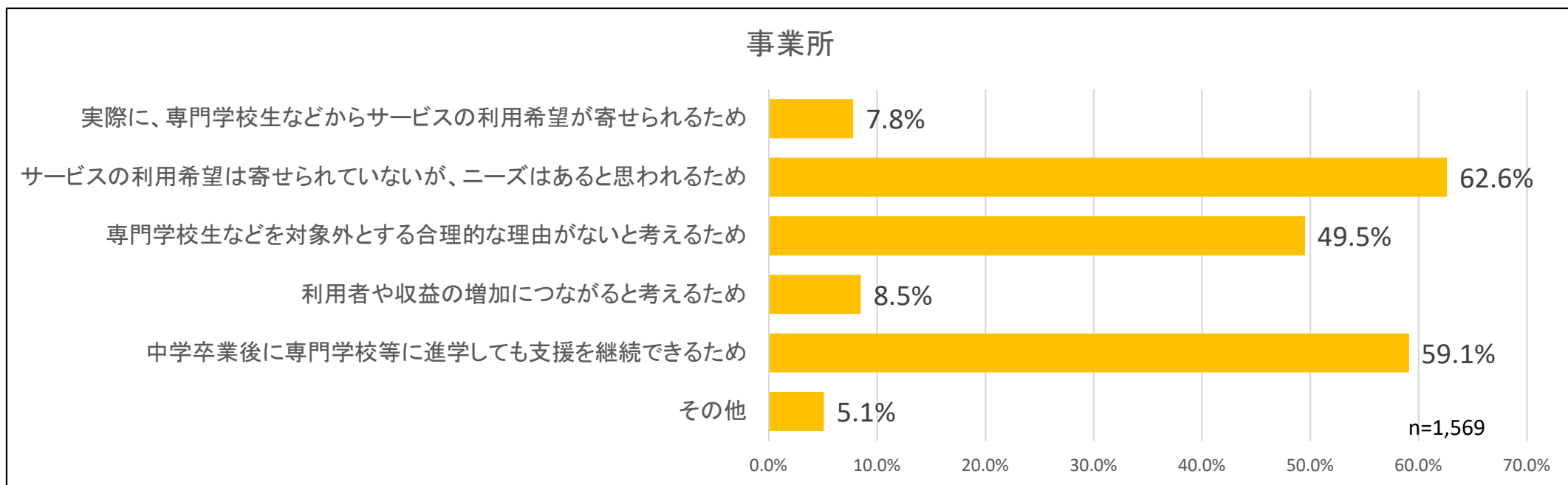
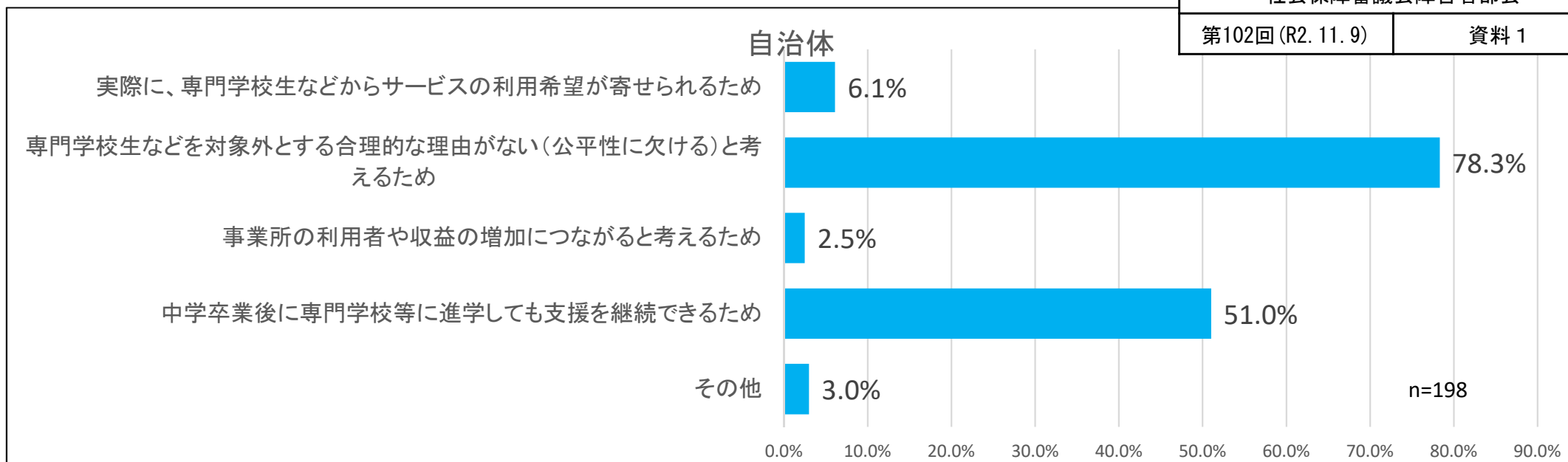


専修学校・各種学校を対象とすべきと考える理由（複数回答）

社会保障審議会障害者部会

第102回 (R2. 11. 9)

資料 1



【現状と課題】

- 放課後等デイサービスの対象児童は、児童福祉法第6条の2の2第4項において学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児と定められている。
- 一方で、学校教育法第124条に定める専修学校及び同法134条に定める各種学校に通う児童は対象外とされている。
- こうした学校に通う障害児が障害児通所支援事業所の利用を希望した場合、放課後等デイサービスは利用できず、児童発達支援を利用しなければならない。
- また、平成30年度の地方分権改革推進提案において、専修学校に通う生徒を放課後等デイサービスの利用対象に加えるよう要望があり、実態を把握した上で2019年度末までに結論を得るとされた。

参考：平成30年度 地方自治体からの提案内容（東大阪市）

現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

平成30年度 地方からの提案等に関する対応方針（抄）（2018年12月25日閣議決定）

放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

専修学校・各種学校における放課後等デイサービスのニーズ調査結果

第99回社会保障審議会障害者部会(R2.3.4) 資料2抜粋

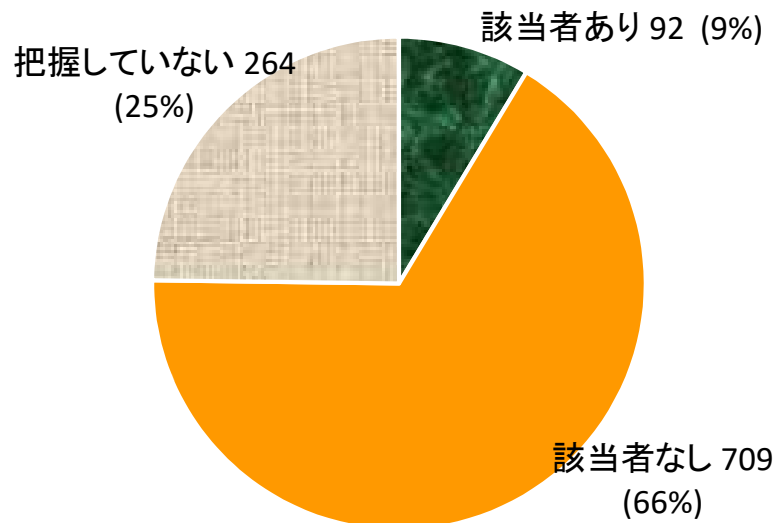
○ 検討に先立ち、専修学校・各種学校に通う児童について、放課後等デイサービスの利用ニーズを把握するため、都道府県及び市区町村に対するアンケート調査を行った。

- ・ 中学校既卒者や高校中退者から障害児支援担当に対して放課後等デイサービス利用の希望を相談した事例について、「あった」と回答した自治体は約9%（暫定値）であった。
- ・ 中学生の放課後等デイサービス利用者が専修学校・各種学校に進学したために放課後等デイサービスの利用を終了した事例について、「あった」と回答した自治体は約2%（暫定値）であった。

▼自治体調査（調査客体数＝1,741自治体(悉皆)）

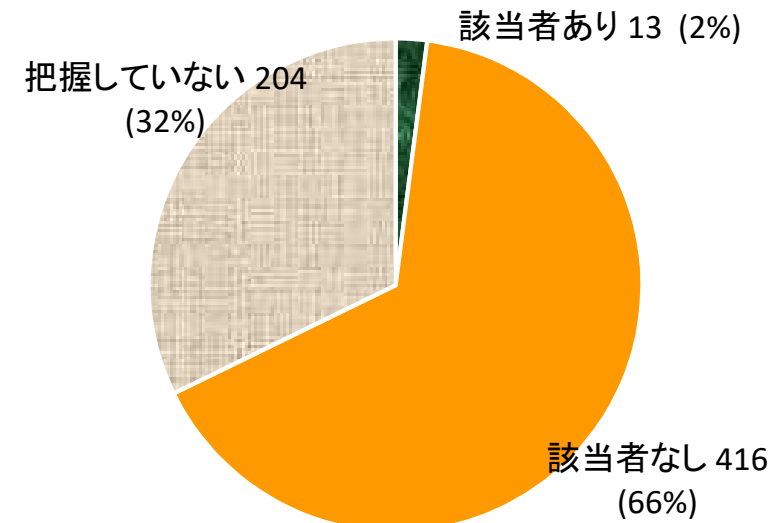
平成30年度1年間に中学校既卒者や高校中退者からの放デイ利用希望を受けたことがある自治体の数

（有効回答数＝1,065）



平成30年3月に中学校を卒業した放デイ利用者がいる自治体のうち、「放デイの継続利用を希望していたが専修学校・各種学校に進学したため利用を終了した者」がいた自治体の数

（有効回答数＝633）



※平成30年度地方分権改革推進提案(閣議決定)を踏まえ、その議論に資するために令和元年度推進事業において実施している調査の中から、2019年度末までに結論を出す必要があるため、暫定値としてデータを提供してもらったもの。

○ 放課後等デイサービスは

- ・学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進(障害福祉課資料)
- ・子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる(放課後等デイサービスガイドライン)

等、学習指導要領に基づく総合的な教育を行う機関としての学校と連動した支援の実施が求められており、単に年齢が高校就学相当であることを理由に一律に利用対象とすることが必ずしも適当とはいえない。

- 一方で、たとえば専修学校制度では、修業年限が3年以上等の要件を満たしたとして文部科学大臣が指定した課程を修了した者は、高等学校卒業者と同様に大学入学資格が得られることとなっており、こうした課程を履修している障害児が、高等学校に通う障害児と同様と考えるといった整理も想定され得る。
- 放課後等デイサービスの利用児童数は平成30年度で20万人を超え、給付費総額も約2,800億円と飛躍的に伸びており、令和2年1月15日に公表された「令和元年度障害福祉サービス等経営概況調査」においても、放課後等デイサービスの収支差率は平成29年度の9.1%から平成30年度の11.0%に増加していることから、質の担保とともに、財政的な影響にも留意する必要がある。
- 翻って今回の調査結果を見ると、中学生の放課後等デイサービス利用者が専修学校・各種学校に進学したために放課後等デイサービスの利用を終了したケースが1件以上あった自治体が2%（暫定値）と、利用ニーズは比較的限られているが、中学校既卒者や高校中退者からの放デイ利用希望が年間1件以上寄せられた自治体が9%（暫定値）は存在することを考えると、対象児童の拡大に伴う財政影響等を考慮せず、報酬改定の議論の枠外で対象拡大の要否について結論を出すことは、放課後等デイサービス全体の報酬のあり方に影響を与える恐れがある。

以上を踏まえ、放課後等デイサービスの利用対象として専修学校に通う児童を新たに追加することについて現時点では困難と暫定的に結論付けたうえで、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、放課後等デイサービスの報酬のあり方全体の中で検討することとしてはどうか。

参考：専修学校・各種学校制度の概要

○ 専修学校は、昭和51年に新しい学校制度として創設された。

学校教育法の中で専修学校は、「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校であるとされ、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、多岐にわたる分野でスペシャリストを育成している。

専修学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準(専修学校設置基準等)を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置される。

○ 各種学校とは、明治12年の教育令中「学校は小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校、その他各種の学校とする」に始まるといわれており、和洋裁、簿記、珠算、自動車整備、調理・栄養、看護師、保健師、理容、美容、タイプ、英会話、工業などをはじめとする各種の教育施設を含んでいる。

各種学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準(各種学校規程等)を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置される。(例：簿記学校、自動車学校、医療・看護系学校、語学学校、インターナショナル・スクール など)

(文部科学省公表資料を参考に障害福祉課にて作成)

○学校教育法(昭和22年法律第26号)＜抜粋＞

第1条 この法律で、**学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校**とする。

第124条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、**専修学校**とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

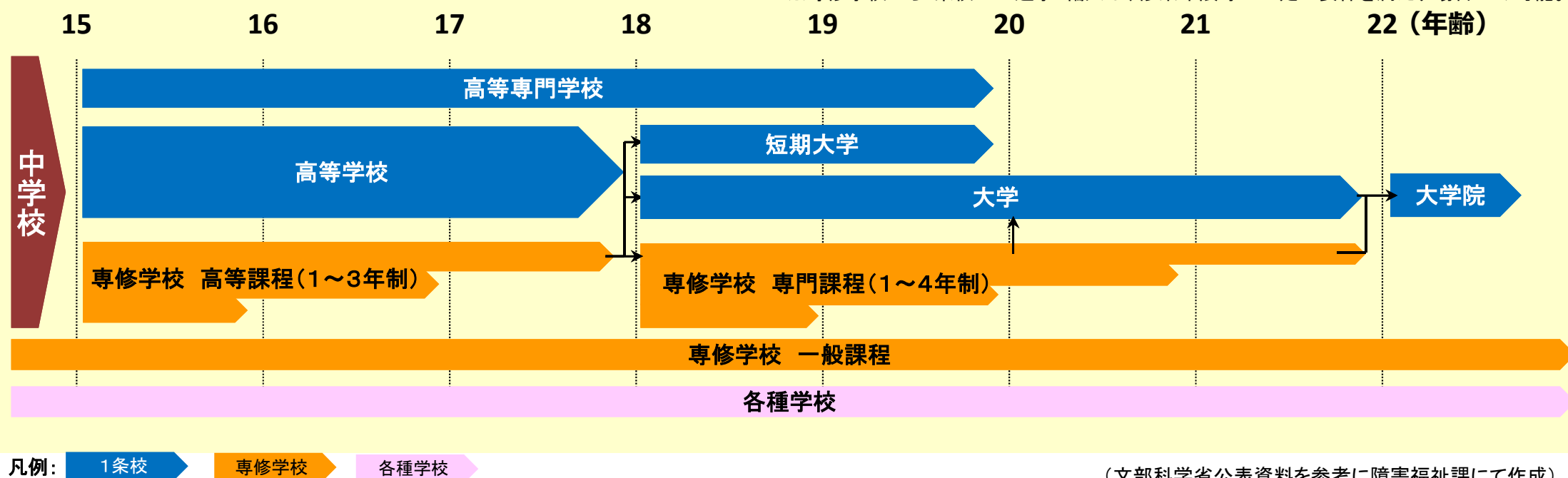
第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- 2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- 4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第134条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第二百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、**各種学校**とする。

○専修学校・各種学校制度の位置付け

※専修学校から1条校への進学・編入は、修業年限等の一定の要件を満たす場合のみ可能。



(文部科学省公表資料を参考に障害福祉課にて作成)

○専修学校・各種学校の学校数・生徒数

区 分	学校数	生徒数
専修学校	3, 137	659, 693
うち高等課程	408	35, 071
うち専門課程	2, 805	597, 870
うち一般課程	146	26, 752
各種学校	1, 119	116, 920

(出典) 令和元年度学校基本調査(文部科学省)

○専修学校・各種学校の修業年限等

	専修学校	各種学校
修業年限	1年以上	1年以上。簡易に修得することができる技術、技芸等の課程は3月以上1年未満
授業時数	1年間にわたり 昼間学科:800時間以上 夜間学科:450時間以上	1年間にわたり 680時間以上 1年未満の場合にあっては、その修業期間に応じて授業時数を減じて定める
生徒数	教育を受ける者が 常時40人以上	教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して適当な数

(文部科学省公表資料を参考に障害福祉課にて作成)